

**第 6 次東郷町総合計画**

# **基本計画**

## 第4章 基本計画

### 第1節 心ふれあう交流のまちづくり

#### 情報通信ネットワークの構築

##### 1 現況と課題

世界的規模で\* I T〔情報通信技術〕革命が進展し、\*インターネットの急速な普及や、高速大容量の情報通信が可能なブロードバンド環境の構築が進むなど、情報通信技術は目覚ましい発展を遂げています。これにともない、産業経済分野から住民の家庭生活にいたるあらゆる分野において、その重要度が急速に高まっています。

本町では、防災行政無線施設を整備し緊急連絡放送を行っており、平成9年度には近隣自治体と共同で\* C A T Vを開局し、自主放送番組や音声告知による各種情報提供の場として有効利用を進めているところです。平成13年度には、町内公共施設を専用の無線と光ケーブルで結び、各端末間で業務情報を共有できるシステムを整備し、さらにこのシステムに連動して町公民館、町立図書館など町内施設8か所に\*街頭公開端末を設置し、町民だれもが気軽に、簡単にインターネットや行政情報を閲覧できる環境を整えました。

しかし、急速に高度化していく情報通信社会のなかで、現存の情報通信基盤の機能強化整備も必要です。現在\*アナログ放送であるC A T Vを\*デジタル放送対応にすることや、町内ブロードバンド環境の構築など、高度化する住民ニーズにあった質の高い行政サービスを提供できるよう有効な施策を検討していく必要があります。

平成14年3月に実施した東郷町情報活用アンケート〔15歳以上住民対象1000人、回収率47.8%〕によると、52%の家庭が\*パソコンを所有し、そのうち58%の家庭がインターネットに接続しています。インターネットの利用については、15歳以上40歳未満の人の29パーセントがインターネット利用経験があるのに対し、60歳以上の人はわずか3パーセントの利用経験に留まっています。今後の情報通信環境の整備にあたっては、年代による情報格差の解消に努め、広く地域全体に快適な情報通信環境を整備することが必要です。

##### 2 施策

###### 1) 情報通信基盤の整備

平成15年中に敷設が完了する「\*鳥取情報ハイウェイ」から町内へ光ケーブルを引き込み、国、県、関係自治体をはじめ民間団体も含めた高速データ通信ネットワーク〔\*伝送速度：\*1Gbps〕を整備します。

既設CATVのデジタル放送対応や\*ブロードバンド活用など機能強化を検討します。

住民一人ひとりの情報化への対応を支援するとともに、産業や住民活動の分野における情報化の促進に努めます。

### 2) 行政の情報化推進

鳥取情報ハイウェイとの接続により、総合行政ネットワークを構築し、それらを利用した\*オンライン申請や、複数の窓口や関連する他の行政機関への申請手続きが一つの窓口で行える\*ワンストップサービスの展開を可能にします。

\*個人情報保護条例や\*情報公開条例などの基準に基づいて、個人情報や行政情報の適切な保護、管理に努めます。(再掲)

### 3) 情報化教育の推進

ワープロ機能、表計算機能など、パソコンの持つ基礎的な能力を習得するのはもとより、インターネットをきっかけとして「楽しめるパソコン」をテーマに情報機器の活用を推進します。

情報基盤を利用して電子商取引がさかんに行われるようになった現在、仮想空間において安全に商取引を行うための\*モラルについて講習会を開催します。

## 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
鳥取情報ハイウェイ接続事業	町	鳥取情報ハイウェイから光ケーブルを町内へ引き込み
*総合行政ネットワーク構築事業	町	国と連携した総合行政ネットワークシステムを整備し、*電子自治体環境を構築(再掲)
IT講習会	町	学校教育、生涯教育の場で講習会を開催
情報社会モラル講習会	町	生涯教育の場でモラル講習会を開催
CATV機能強化の検討	町	既設CATVの機能強化の検討
町*ホームページの有効活用と研究(再掲)	町	町ホームページを活用した行政情報の提供と有効活用の研究
*地域情報化計画の策定	町	総合計画が目指す将来像を情報通信技術を活用して実現するために策定
*情報セキュリティ委員会の設置(再掲)	町	庁舎内に設置し、個人情報や行政情報の保護管理に努める

## 東郷町情報活用アンケート集計結果

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
対象数〔人〕	71	143	143	143	143	143	143	71	1,000
回答数〔人〕	32	46	60	62	73	80	89	30	472
回収率( / )	45%	32%	42%	43%	51%	56%	62%	42%	47%
パソコン所有家庭〔人〕	25	31	42	40	47	31	23	6	245
所有率( / )	78%	67%	70%	65%	64%	39%	26%	20%	52%
インターネット接続家庭〔人〕	14	19	27	27	28	17	8	3	143
接続率( / )	44%	41%	45%	44%	38%	21%	9%	10%	30%
所有家庭接続率( / )	56%	61%	64%	68%	60%	55%	35%	50%	58%
家庭でインターネットを利用したことがある人	3	5	14	14	15	14	5	2	72
接続率( / )	21%	26%	52%	52%	54%	82%	63%	67%	50%
インターネットを利用したことがある人	11	14	13	12	13	3	2	1	69
利用率( / )	34%	30%	22%	19%	18%	4%	2%	3%	15%
東郷町H.P.を見たことがある人	8	11	19	15	14	8	6	1	82
閲覧率( / )	25%	24%	32%	24%	19%	10%	7%	3%	17%
接続者閲覧( / )	57%	58%	70%	56%	50%	47%	75%	33%	57%
携帯電話を所持している人	22	40	50	41	37	22	8	0	220
所持率( / )	69%	87%	83%	66%	51%	28%	9%	0%	47%
携帯電話で電子メール利用したことがある人	19	38	34	20	5	4	3	0	123
利用率( / )	59%	83%	57%	32%	7%	5%	3%	0%	26%

### 交流活動の推進

#### 1 現況と課題

交通や情報通信技術の発達により、人や物、情報の交流範囲が拡大しています。経済・社会・文化など様々な分野で国際化、広域化が進んでおり、他地域、他国との交流の拡大を支援しながら、本町の文化や観光、産業の振興に結び付けていくことが重要です。

本町には、鳥取県が中国河北省との友好提携を記念して建設し平成7年に開園した中国庭園燕趙園があります。この施設をきっかけに町民の中国文化への関心が高まっており、中国伝統の龍踊りや中国獅子舞を燕趙園内で披露するグループや、中国原産のモッコウバラを街角に植栽、管理するグループが活動しています。このような活動は、国際交流として重要なばかりでなく、国内でも町に訪れる観光客と町民との貴重な文化交流の機会となっており、東郷湖や二十世紀梨、温泉などをピーアールする住民活動へと輪を広げていき、誇りうる郷土をみんなで魅力的に演出する機運を盛り上げる必要があります。

さらに、幅広い地域の多くの人々と経済、教育、スポーツ、文化、芸術などを通じて交流の機会を拡充し、町民が交流先の住民や環境との交わりの中で見聞を広める活動の支援と、それを地域振興や観光振興に有効に役立てる施策が求められています。

国際交流については、東郷町では平成13年から\*河北省藁城市との交流を進めているところで、また、特産の梨栽培を縁として、農業関係団体などが\*韓国天安市との交流を進めています。町民の国際理解や交流促進のための住民活動団体としては、平成12年に東郷町国際交流協会が設立されており、今後も異文化の理解と受容、国際的な視点からの地域づくりなどの内なる国際化と住民レベルでの国際交流の促進が必要です。

#### 2 施策

##### 1) 国際交流の推進

町民や住民団体の国際交流活動を促進・支援するとともに、町民各層の交流の機会を拡充します。

中国藁城市との交流を継続するなど、異文化交流事業への参加を奨励します。

町内に外国語標記の案内板の整備を進め、国際化に対応したまちづくりを進めます。

##### 2) 国内交流の推進

観光資源、施設や観光イベントを活用し町外者と町民との交流を支援します。

国内交流を推進するため、町外者を迎え、交流を支える人材や団体、ボランティアの育成を図ります。

##### 3) 交流イベントの充実

自然や歴史、文化など町の特色について町民の認識を高めるとともに、町外者に

広くピーアールするイベントを開催するなど、人と人との交流を創出し、町に関する情報発信と人の輪の広がりを推進します。

近隣市町村と連携、協力して地域振興イベントを開催し、郷土の広域的情報発信とスタッフ間の人的交流を進めます。

男女共同参画を進めるとともに、異年齢世代間や異業種間の交流を深め、町の文化、教育、生活、産業を町民全体で支え、発展させる意識の醸成を図ります。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
国際化看板の設置	町	外国語の併記
国際交流員の活用	町	派遣制度の活用
国際交流団体の支援	町	東郷町国際交流協会の活動支援
外国語・文化講座	町	語学研修、異国文化研修会の開催
国際交流事業	町	中国藁城市との交流継続
		韓国天安市との交流支援
国内交流支援事業	町	国内交流を積極的に行う団体の活動支援
ふるさとまつりの開催	町	東郷町ふるさとまつりの開催
近隣市町村連携交流促進イベントの開催	町	東郷湖ドラゴンカヌー大会の開催

### 人権尊重のまちづくりの推進

#### 1 現況と課題

日本国憲法は、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、すべての国民に等しく保障される」と定めています。しかし、現実には部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人等に対する不当な差別や偏見が存在しています。

これまで東郷町では人権問題について、部落差別の解消を最重要課題として、国の特別措置法のもとに同和対策事業を進めてきました。同和問題についての理解や人権意識の高まりなど一定の成果が見られますが、結婚・就職差別など実生活の場面でいまだに差別や偏見が残っており、差別事象も繰り返し発生しています。

平成14年3月末で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律〔\*地対財特法〕」が失効し、同和対策事業への国の財政支援がなくなりましたが、差別がある限り同和問題解決のために必要な施策を行い、今後も差別解消に積極的に取り組むことが必要です。部落の完全解放をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす研究を深め、町民一人ひとりが人権・同和問題について正しい認識をもち、積極的な実践活動が行える体制づくりを整えなくてはなりません。

#### 2 施策

##### 1) 同和対策の推進

地区公民館施設としても併用され近年利用者が増加している隣保館「文化会館」を、部落解放・人権教育に向けた拠点施設として充実整備を図ります。

部落差別をはじめ多種多様化する人権問題に関する相談業務について、体制の整備、充実を図ります。

同和地区の現状を把握し、今後の取り組みに生かすために実態調査を実施します。

##### 2) 人権・同和教育の推進

人権教育や啓発活動を推進する人材の育成に努めるとともに、同和教育推進委員研修会を充実し、啓発推進組織の整備充実を図ります。

関係機関や団体との連携を強化し、部落差別をはじめ人権問題の解消に向けた効果的な教育内容や啓発方法などを検討し、その実践を推進します。

同和教育推進大会、各種研修会、懇談会などを通して町民の人権意識の高揚に努めます。

意識調査結果を積極的に活用し、本町における部落差別の現状認識を深め、同和教育を推進します。

## 3 事業計画

## 同和対策の推進

事業名	事業主体	事業の内容
部落解放・人権教育拠点事業	町	文化会館の充実整備
		部落解放文化祭、解放学級
		部落解放の取り組みの歴史資料の展示
同和地区実態調査	町	就労、教育等生活実態の把握
相談機関の充実	町	体制整備の検討
各種大会等への参加	町	指導者養成

## 人権・同和教育の推進

事業名	事業主体	事業の内容
推進委員、各部会研修会	町	研修会の開催、教育・啓発内容、手法等の研究、実践
各種大会への派遣	町	関係者の研修、情報収集、資質向上
指導者養成講座	町	指導者の養成と拡大
同和教育部落座談会	町	より身近な学習機会の充実
部落問題懇談会	町	あらゆる人権問題について理解を深める
町同和教育推進大会	町	人権問題解決の重要性と同和教育推進の必要性の共通理解
同和教育自主研究発表会	町	同和教育推進の現状と課題の明確化、今後の同和教育推進方針の共通理解
各種教育機関等における同和教育の推進	町	各分野における教育、啓発活動の充実
啓発活動	町	町報等による教育啓発の充実
	町	東郷町あらゆる差別をなくする総合計画書を関係機関に配布、啓発資料を各家庭に配布
住民意識調査	町	町民を対象に部落差別の現状を調査



### 第2節 安全で快適な生活を守るまちづくり

#### 道路交通網の整備

##### 1 現況と課題

交通は町民生活や経済活動を支えるまちづくりの基礎的要件です。現代では日常生活に自動車は必要不可欠なものとなっており、広域化する社会活動に対応する交通基盤を整備し、利便性の高い道路網づくりを進めていかねばなりません。住民アンケートの生活行動調査によると、買い物や医療施設利用など日常生活行動については、隣接する倉吉市へ出かける人が大半を占めています。日帰りの行楽や高価な買い物については、倉吉市のほか鳥取市、米子市をはじめ県内東西部や県外へ出かける人が多くあります。

本町における道路網は、県内東西部への重要なアクセス道である国道9号線と倉吉市を、町を縦断して結ぶ主要地方道倉吉青谷線が骨格となっており、計画的に現道拡幅整備が進められています。現在整備中の高規格道路国道9号バイパスと連絡する県道東郷羽合線や県道東郷湖線は、東郷湖周遊の観光道としても今後利用増大が期待され、三朝温泉や高速道路に連絡する主要地方道三朝東郷線とあわせ、逐次整備が進められています。

町民の生活道路である町道の現況は、集落を結ぶ幹線道路の整備は進んでいますが、集落内の道路は狭小で見通しが悪く通行に支障をきたしています。高齢者や児童、学生をはじめとする歩行や自転車走行の通路ともなっており、車両との相互の安全確保ができる道路整備が必要で、随時舗装修繕を行っていく必要があります。住民アンケートでは冬期の迅速な除雪対応を求める声や、空き缶などのポイ捨てを指摘する声が多くありました。

公共交通機関であるバスの利用については、民間バスが松崎北方線を運行していますが、近年の自家用車の普及と人口の減少に伴い、その利用率が減少傾向にあり、路線の廃止が問題となっています。鉄道の利用についても同様に利用率が減少しており、近年経営合理化のために松崎駅が優等列車不停車や無人駅化扱いとされ、利用者の利便性が低下しています。高齢者、子ども、病弱者などにとって、これらの交通機関は、日常生活上欠くことのできないものです。また、環境への配慮の観点からも公共交通機関の利用促進は重要であり、今後も利用者の立場に立った運行路線及び回数の設定など運行内容の検討・要請に努め、あらゆる住民の生活活動のために利便性の高い交通体系を確保していかねばなりません。

表 - 道路の現況

(延長：m、率：%)

道路種別		路線数	実延長	改良率	舗装率
県道	主要地方道	3	19,799	98.0	100
	一般県道	4	10,467	77.3	100
	計	7	30,266	90.9	100
町道	一級	10	8,601	99.6	100
	二級	17	12,544	94.5	100
	その他	216	55,686	85.4	97
	計	243	76,831	88.5	98
合計		250	107,097	89.2	99

(平成13年4月1日現在 資料：建設水道課)

## 2 施策

### 1) 道路網の整備

本町の幹線道路である主要地方道倉吉青谷線の松崎地区と方地地区・野花地区の整備を促進します。

一般県道東郷湖線の羽合町境界付近と主要地方道三朝東郷線の波関橋付近の整備を促進します。

一般県道東郷羽合線の藤津地区と主要地方道三朝東郷線の田畑地区に歩道設置を促進します。

交通量に対して狭小で通行が困難な田畑橋の付け替え工事とともに町道松崎田畑橋線の新設改良工事を行います。

学校統合による新小学校への通学路となる町道堤防小鹿谷線等の歩道設置などの整備を行います。

集落内道路の側溝蓋掛け工事などによる拡幅整備を促進します。

町道舎人線に歩道設置を行います。

町道の舗装修繕を随時実施して快適な道路環境を確保します。冬期の除雪対策を充実して安全でスムーズな交通の確保に努めます。

住民の理解と協力を得ながら道路の美化運動を推進します。

### 2) 交通体系の整備

バスについて、赤字路線の運営経費を補てんし、住民に配慮した運行経路、運行回数要望を行います。

町内の幅広い地域を巡回する町単独による巡回バスを運行します。

## 第4章 基本計画

鉄道について、通勤通学など住民に配慮した運行ダイヤと停車本数の増加の要望を行います。

駅の無人化対策と利用者に配慮した駅舎改造計画を策定し、整備促進に努めます。

山陰本線の高速化、複線化に対する要望を行います。

優等列車の松崎駅への停車要望を行います。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
県道整備	県	主要地方道倉吉青谷線の整備
		主要地方道三朝東郷線の整備
		一般県道東郷湖線の整備
		一般県道東郷羽合線の整備
町道整備	町	町道松崎田畑橋線の整備
		町道堤防小鹿谷線の整備
		町道舎人線の歩道整備
		集落内道路の拡幅整備
町道の修繕等	町	町道舗装修繕等
除雪対策	町	町道の速やかな除雪
道路の美化運動	町民	町内道路の清掃、緑化活動の推進
バス赤字路線の経費補填	町	赤字路線の運営経費補填と住民に配慮した運行要望
町内巡回バス運行	町または民間	町内を巡回バス運行
松崎駅利用改善の検討	町	松崎駅改造計画の策定、利用改善のための要望活動

## 環境衛生の充実

### 1 現況と課題

人口増加や生活様式の変化により、家庭や事業所から排出されるごみの量は増加しており、本町においても年間1人当たりのごみ排出量は平成8年度に121.3kgであったものが、平成13年度に210.3kgと増加しています。ごみは質的にも変化しているとともに、ごみ処理にともなう環境問題として、焼却処理時の\*ダイオキシン発生などの問題が顕在化するなど、ごみ収集と処理体制のあり方が問われています。

本町では、分別収集した可燃ごみ、不燃ごみ、ビン缶類、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみを中部ふるさと広域連合のほうきりサイクルセンターで処理しています。しかし、野焼きや簡易焼却炉による廃棄物の焼却が未だに行われている現状のなかで、各家庭における分別収集意識の徹底と搬出ルールの遵守など住民意識の向上が求められています。

また山間部の沿道に産業廃棄物の不法投棄が後を絶たしません。主要道路沿道にはごみ、ビン、缶類のポイ捨てが目立ち、町外からの流入を含めて美化意識の向上など早急な対策が必要です。公園内や歩道における飼い犬のふん公害についても飼い主のマナーの徹底が求められています。

公害の三要素である騒音、悪臭、振動については今のところ問題となる事案はありませんが、今後発生することのないよう住民啓発が必要です。

表 廃棄物収集処理の実績

(単位：トン)

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
可燃ごみ	666	879	1,035	1,175	1,205	1,250	
不燃ごみ	37	45	47	47	56	53	
ビン缶類	75	92	86	83	83	79	
粗大 ごみ	可燃	8	12	14	22	21	20
	不燃	43	54	62	69	99	25

(資料：町民課)

### 2 施 策

#### 1) 廃棄物処理体制の推進

ごみの減量化への情報提供など啓発を強化し、\*マイバック運動の推進や\*リサイクル活動推進団体の育成、\*家庭用生ごみ処理機の普及を図ります。

住民・地域の自発的な分別収集・処理意識の高揚を図るため、啓発活動を展開し、\*ごみステーション設備の改善を図ります。

廃棄物の再利用などに積極的に取り組む\*エコショップ制度の普及促進に努めます。

### 2) 環境保全対策の推進

地球温暖化防止計画を推進し、町が行う事務、事業により発生する\*温室効果ガスの排出量を抑制する措置を図り、あわせて事業者や住民の温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識啓発に努めます。

\*グリーン購入基本方針を推進し、町が行う事務、事業において環境負荷低減を目指す総合的なシステムを構築し、\*循環型社会の構築に努めます。

野焼きや廃棄物焼却などによる\*ダイオキシン発生抑止啓発を推進します。

今後の産業振興、宅地開発などにより、環境の悪化を防止するため、町民の苦情処理と指導体制の確立を図ります。

### 3) 環境美化の推進

不法投棄監視員によるパトロールを強化し、ポイ捨て、不法投棄防止の住民啓発や看板設置を図ります。

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく\*環境美化促進地区の追加指定を促し、\*環境美化指導員の活用を進めます。

飼い犬のふん公害対策として、犬を飼う人のマナー向上に向けた啓発を行います。

地域住民による環境美化活動を推進します。

町民の美化マナーの向上を図り、きれいな町の実践を示しながら、観光客のこみ持ち帰り啓発を徹底します。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
廃棄物処理施設整備	中部ふるさと広域連合	*最終処分場整備
		*再生資源物選別施設整備
		再生資源物圧縮設備整備
再生資源物施設整備	中部ふるさと広域連合	*再生資源物ストックヤード施設の整備
家庭用生ごみ処理機等購入助成事業	町	購入経費の1/3助成 (限度額上限20,000円)
マイバック運動の推進	町	事業所などに協力を依頼し、啓発推進
ごみ回収報奨金制度	町	年1回以上ごみ回収した*リサイクル活動推進団体に報奨金を交付
塵芥置場設置補助	町	ごみステーションの改善に対する助成。1集落1箇所、1/2助成(限度額150000円)
ダイオキシン対策	町	野焼きや簡易焼却炉による廃棄物焼却の禁止指導の啓発強化
環境美化促進事業	町	燕趙園周辺などを環境美化促進地区に追加指定し、住民啓発を図る
		ポイ捨て、不法投棄抑制の住民啓発と看板設置
		全町一斉クリーン作戦の実施
		環境美化活動団体の育成
住民意識啓発	町	分別収集、処理意識の高揚を図る
*エコショップ制度の普及	町	廃棄物再利用などの積極的に取り組むエコショップ制度の普及推進
地球温暖化防止計画推進	町	町が行う事務事業について地球温暖化防止計画の推進
グリーン購入基本計画の推進	町	町が行う事務事業についてグリーン購入基本計画の推進
犬飼い主マナー啓発	町	飼い犬のふん公害対策のマナー啓発

上下水道の整備

1 現況と課題

本町の上水道施設は、町内全世帯数の約93パーセントを\*上水道事業施設によって供給しており、その他山間部の数集落において\*専用水道施設や\*簡易水道施設、\*飲料水供給施設による水供給が行われています。

上水道事業施設による\*給水人口は6,303人、\*一日最大給水量は2,912立方メートル、一日平均給水量は1,992立方メートルです。5か所ある水源地のうち現在3か所が利用されていますが、いずれも表流水や浅井戸により水を供給しており、今後はいっそう良質な水を安定供給できる深井戸による水源地を確保するための調査が必要です。

老朽化する配水施設の更新整備も重要で、配管施設について旧来の石綿管から塩ビ管への更新整備を計画的に行っており、全町的にほぼ布設替えが完了した状況です。今後は、水源地施設や配水池施設の耐震構造化などの施設改良が求められています。

下水道施設も快適で住みよい生活環境を築くために必要不可欠な施設です。本町では、昭和52年度から公共下水道事業として近隣1市5町とともに天神川流域下水道事業に着手、昭和58年度から農業集落排水事業に取り組み、山間地などの下水道事業等の実施が困難な区域は\*合併処理浄化槽の設置を支援し全町下水道化を目指してきました。現在、住居地区のほとんどを整備し、供用開始しているところです。しかし、下水道整備区域内においても未水洗化、\*単独処理浄化槽の家庭もあり、水洗化へ向けた啓発をさらに積極的に取り組む必要があります。一方で施設の老朽化も進んでおり、処理施設の機能維持のための更新整備も随時行わなければなりません。さらに今後の宅地開発等により下水道整備区域を拡大していく必要もあります。

表 水供給施設の現況

(戸数：世帯、人口：人)

区分	戸数(世帯)	人口(人)	対象地区
住民基本台帳	1,921	6,763	-
水道水供給施設	上水道	1,793	下記以外の全町域
	簡易水道	54	白石・羽衣石
	専用水道	58	方地
	飲料水供給施設	7	麻畑
	その他	9	井戸他
合計	1,921	6,787	

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

表 取水施設の現況 (計画一日最大取水量：立方メートル)

名称	場所	種類	計画一日最大取水量
第一水源地	川上	表流水	180
高辻水源地	高辻	浅井戸	1,020
第3水源地	方地	湧き水	300
第5水源地	国信	浅井戸	2,170
長和田水源地	長和田	深井戸	500
小計			4,170
白石簡易水道	白石	表流水	25
羽衣石簡易水道	羽衣石	深井戸	92
方地専用水道	方地	表流水	100

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

表 配水施設の現況 (有効容量：立方メートル)

施設名	有効容量	施設名	有効容量
高辻配水池	700	白石(簡水)	36
方地配水池	300	羽衣石(簡水)	89
宮内配水池	50	小計(簡水)	125
野花配水池	1,000	方地(専水)	-
埴見配水池	42		
佐美配水池(1)	42		
佐美配水池(2)	150		
小計(上水道)	2,284		

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

表 上水道施設管路の現況 (管路延長：メートル)

管種 年度	石綿管	V P 管	ダグタイ ル 鋳鉄管	鋳鉄管	鋼管	合計
13年度	3,217	41,517	1,657	1,322	299	48,721

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)



## 第4章 基本計画

表 下水道施設利用の現況

(面積：h a、人口：人、率：%)

区分	処理区域面積	処理区域人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
公共下水道施設	165.0	4,912	4,601	72.7	93.7
農業集落排水施設		1,703	1,525	100	89.5

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

表 水洗化人口の推移

(人口：人)

区 分	平成3年度	平成7年度	平成11年度	平成13年度
人 口	7,015	6,896	6,827	6,763
公共下水道	2,684	3,921	4,550	4,601
農業集落排水	467	1,191	1,541	1,525
*合併処理浄化槽	47	41	123	129
施設水洗化人口	3,198	5,153	6,214	6,255
未施設水洗化人口	3,817	1,743	613	508

\*未施設水洗化人口には、\*単独処理浄化槽設置処理人口も含む。

(各年度3月31日現在 資料：総務課)

## 2 施策

### 1) 上水道施設整備

生活用水を安定供給するために水源調査および配水施設整備を行い、また管理運営体制のいっそうの充実に努めます。

老朽施設の年次的更新整備を進めるとともに、漏水、破裂を防止するために随時、老朽管の布設替工事を行っていきます。漏水箇所の早期発見と改修にも努めます。

\* 上水道事業施設以外の\*専用水道、\*飲用水供給施設等の充実整備を推進します。

### 2) 全町下水道化

下水道整備にあわせて下水道事業、環境問題に対する理解や協力が得られるよう広報紙やパンフレット等を通じた啓発を行い、全町下水道化に向けた共通理解と接続率の向上を図ります。

今後も宅地開発等に伴う下水道整備を行い、全町下水道化の早期達成を目指します。下水道整備区域に区分されない地区内については合併処理浄化槽の普及を図ります。農業集落排水処理施設の機能維持のため適切な施設の更新整備を行います。

## 3 事業計画

### 上水道施設整備

事業名	事業主体	事業の内容
送配水管布設事業	町	老朽送配水管の布設替え
水道施設管理運営体制	町	上水道施設の管理運営体制の充実
水源調査・整備事業	町	水源確保のための調査、整備事業

### 全町下水道化

事業名	事業主体	事業の内容
下水道普及啓発活動	町	未接続世帯および町民への下水道普及啓発
下水道管渠整備事業	町	下水道区域拡大のための施設整備事業
農業集落排水施設機能維持事業	町	農業集落排水処理施設の機能維持のための更新整備事業
*合併処理浄化槽の推進	町	下水道整備区域外への合併処理浄化槽の普及推進

### 住環境の整備

#### 1 現況と課題

本町は、東郷湖をはじめ山々や川、温泉のある自然豊かなまちです。全国的、世界的に自然環境が悪化している現代、清らかで安心して暮らせる生活環境は何ものにも替え難い町民共有の財産であり、これからも大切に、次世代に引き継いでいかねばなりません。

また、水と緑の豊かな自然は、集落や農林業などさまざまな営みの基盤であり、さらに今後拡大が予想される都市住民との交流基盤として、その活用の可能性は無限です。

「自然美のまちづくり」を基本に、町民が自然を貴重な資源として認識し、あらゆる分野におけるまちの活性化に結びつけることが必要です。本町では平成13年度から「東郷町の環境を語る会」を開催し、自然環境の保全と有効活用のための幅広い住民意見を集約し、具体化する取り組みを進めているところです。河川整備をはじめあらゆる施設整備にあたっては、自然との共存共栄を目指し、環境と調和のとれた事業推進が必要です。美しい自然環境、貴重な生態系を形成している東郷湖畔の整備にも特別の配慮が必要です。

一方で誰もが親しみやすい自然とのふれあい空間として、公園・緑地の整備を進めていくことも求められています。清らかな自然を生かした公園は、町民の憩いと安らぎの場として、また健康で快適な生活を送るうえで重要な位置を占めているほか、景観の形成や環境保全など重要な役割を担っています。住民の地域的、広域的なレクリエーション、コミュニケーションの場として県立東郷湖羽合臨海公園や東郷運動公園など公園の有効活用に向けた充実整備、管理が必要です。

今後も余暇時間の増大や教育方針の見直しなど住民活動はますます多様化していくものと想定され、公園の利活用を通して自然豊かなまちの現状を町民に認識してもらいながら、町民と一体となった緑化運動などを推進することが重要な課題となっています。

また、将来展望にたって町土の合理的かつ、自然環境に配慮した活用を図るため、今後も町勢の発展を見通しながら、国土利用計画〔東郷町計画〕に基づいた計画的な土地利用を進めることが必要です。

表 都市計画公園の現況 (面積：ha)

区分	箇所数	面積	名称
広域公園	1	328.5	東郷湖羽合臨海公園
運動公園	1	15.8	東郷運動公園
近隣公園	1	1.9	東郷湖畔公園
街区公園	1	0.9	東公園
計	4	347.1	
町民一人あたり面積		0.05	

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

## 2 施策

### 1) 公園の整備と活用

東郷運動公園などについて、地域住民や滞在型観光者の利用を促進するための施策を進めます。

公園の管理体制を充実するとともに、公園遊具などの安全チェックに努めます。

### 2) 東郷湖、河川の親水整備

自然環境と調和のとれた河川整備に努め、親水護岸の整備を図ります。

東郷湖羽合臨海公園の計画的な整備促進に努めます。

東郷湖の水質浄化策を検討し、有効施策を推進します。

### 3) 景観形成と緑化の推進

まちづくり景観条例を策定し、景観に配慮した住みよいまちづくりを住民、事業者、行政が一体となって進める体制を整えます。

施設整備、工事、開発などにあたっては、自然との調和を基本理念として実施するよう努めます。

住民・事業者事業について、景観に配慮した事業が自主的に行われるよう意識啓発と指導を行います。

まちの景観と調和のとれた観光、産業振興を支援します。

### 4) 土地利用計画の推進

地域の実情に即し、自然環境に配慮した土地活用を基本に、「東郷町\*農業振興整備計画」など関連計画との整合性を保ちながら、国土利用計画〔東郷町計画〕に基づいた計画的な土地利用を推進します。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
公園等の活用推進	町	利用者拡大施策の検討
遊具の管理委託	町	公園遊具の安全管理体制の強化
東郷湖畔整備計画策定	町	東郷湖羽合臨海公園整備計画の促進
		東郷湖畔公園の親水護岸整備
東郷湖の水質浄化	県	東郷湖の水質浄化策の検討
		有効施策の実施
まちづくり景観条例の策定（再掲）	町	景観に配慮した住みよいまちづくりを住民主体で取り組む条例を策定
景観形成協議会の設立	町	町景観形成事業実施計画の策定
		開発行為について検討
景観展の開催	町	景観形成、保護に関する写真および絵画の 展覧会開催
景観形成緑化推進の啓発	町	景観形成と緑化推進の啓発活動
国土利用計画の推進	町	国土利用計画〔東郷町計画〕に基づいた土 地利用行政の推進

## 消防防災対策の推進

## 1 現況と課題

多彩な自然に囲まれた本町ですが、恐ろしい自然災害と隣り合わせの環境にあるといえます。東郷湖は緩勾配の橋津川〔羽合町〕により日本海へ注いでおり、降水時が海の満潮時および強い西風と重なった場合には、湖岸周辺への浸水被害をたびたび起こしています。

湖に注ぐ東郷川、舎人川、羽衣石川、埴見川の4河川も短く急勾配で、山々も起伏に富んでおり、梅雨や台風時期などには大雨による山崩れ、河川の護岸崩壊、農地の冠水などが発生しやすい危険箇所が多くあります。本町では、平成3年度から県事業により東郷川水系宇坪谷川に東郷ダムを建設中であり、流水の正常な維持、洪水調節機能等を有した多目的ダムの完成が待たれるところです。

また、鳥取県西部地震や阪神大震災など、身近な地域においても恐ろしい惨事を引き起こす大地震が発生することを教訓として学びました。

大きな自然災害が起こらないよう、町土保全のための治山治水の検討、建設行為における防災への配慮、定期的な点検のほか、災害に際しての地域住民の対応、町職員の初動体制・情報伝達体制の確立、自主防災組織の育成など総合的な防災対策が必要です。

消防体制については、中部ふるさと広域連合消防と町公設消防団、自衛消防団とで連携をとりながら進めています。しかし、生活文化の高度化に伴い火災発生は多種多様化するなかで、若者人口の減少により町消防団員の確保に苦慮しているところであり、今後は昼時の出勤体制を考慮した消防組織への改革が求められています。あわせて、自衛消防団所有の小型動力ポンプなど老朽化した消防設備を順次更新していく必要があります。

表 町内火災発生状況の推移

(単位：件)

区 分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
火 災 件 数	建物	2	0	1	2	3
	林野	1	0	0	0	3
	その他	1	1	1	0	1
	計	4	1	2	2	7
損害額(千円)		8,374	9	740	5,131	14,764
焼損棟数(棟)		4	0	1	2	3
被災世帯(世帯)		2	0	1	1	2

(資料：総務課)

## 第4章 基本計画

表 町消防力の現況

区 分		本 部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	自衛消防団	計
団員数(人)		4	15	16	15	15	630	695
消防ポンプ自動車(台)			1	1	1	1		4
小型動力ポンプ(台)							29	29
水利 施設	消火栓(基)		12	22	30	53		117
	防火水槽 (基)		4	1	7	7		19
	その他 (箇所)			1	2	2		5

(平成14年3月31日現在 資料：総務課)

表 広域消防力の現況

(単位：人、台)

区分	人員 (人)	普通ポン プ車	水槽付ポ ンプ車	はしご車	化学車	救急車	広報車	連絡車	救助工作 車	指揮車
消防局	27						3	1		1
倉吉消防署	35	3	1	1	1	2			1	1
西倉吉消防署	23	1	1			1				1
羽合消防署	24	1	1			1	1			1
東伯消防署	28	1	1			2				1
計	137	6	4	1	1	6	4	1	1	5

(平成14年3月31日現在 資料：総務課)

## 2 施策

### 1) 防災体制の確立

災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、\*地域防災計画の見直しを行います。

職員の初動行動マニュアルの整備と住民防災訓練を実施するなど各種災害応急体制の充実を図り、総合的な防災体制の確立に努めます。

災害危険箇所、地域の調査、点検を行い、避難場所や避難路の確保および周知徹底を図ります。

防災無線の更新を含め、本町の情報通信基盤の整備について総合的に検討し、緊急時の情報伝達体制の充実を努めます。

災害時に備え、非常用食糧や毛布など資材の計画的な備蓄を図ります。

自主防災組織を育成し、自主的な防災訓練の実施や連絡網の整備を促すなど、地域における組織的な防災体制の確立に努めます。

町民の防災意識の高揚を図るため、広報を通じた啓発活動の充実を図ります。

広域的連携のもと町民に対して救急知識の普及に努め、救急・救助体制の強化を図ります。

### 2) 消防力の強化

中部ふるさと広域連合消防との連携を密にし、その指導のもとに公設消防団員の確保および消防技術の向上、各種消防設備の改善を図り、消防力の強化に努めます。

昼時の出動体制を考慮した消防組織への改革に向けて、自衛消防団の育成に努めます。

水利不便地区の調査を進め、必要に応じて消火栓や防火水槽の増設を行います。

町民の防火意識の高揚を図るため、広報を通じた啓発活動の充実を図ります。

### 3) 治山治水対策

急傾斜地など災害危険箇所の調査、点検を行い、自然との調和を目指した治山治水対策整備を進めます。

東郷ダム河川総合開発事業の早期完成を推進し、東郷湖及び東郷川の治水の安全度を高めます。



## 第4章 基本計画

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
地域防災計画の見直し	町	東郷町地域防災計画の見直し
職員初動マニュアル整備	町	災害時の職員初動マニュアルの作成
災害危険箇所の調査点検	町	災害危険箇所、地域の調査と点検
防災訓練	町	住民と一体となった大規模災害防災訓練の実施
防災行政無線整備	町	デジタル化対応整備
防災拠点施設整備	町	防災拠点施設の設置
防災資材備蓄	町	物資、資機材などの備蓄
防災・防火意識啓発	町	広報紙やCATVによる町民啓発
		住民参加の防火訓練の実施
普通救命講習会	中部ふるさと広域連合	町民普通救命講習会の実施
消防施設整備	区 自衛消防団	ポンプ、ホース、消火栓など整備
	町	公設消防施設整備
公設消防団の育成	町	公設消防団の育成
自衛消防団の育成	町	自衛消防団の育成、組織強化
消防訓練	消防団	規律訓練、消火訓練など
東郷ダム河川総合開発事業	県	東郷ダム整備
		環境と調和した周辺整備
急傾斜地等現地調査	県	急傾斜地など危険箇所の実態調査
砂防河川の整備	県	砂防河川の整備
急傾斜地の整備	県	急傾斜地崩壊対策事業の実施

## 交通安全対策と防犯対策の推進

### 1 現況と課題

生活圏の拡大、自動車数の増加、道路網の整備により交通量は増加傾向にあり、町内における交通事故も多発しています。町民を交通事故から守るために、交通安全知識やマナーの普及、交通安全意識の高揚を図ることが重要であり、今後も交通安全協会などの関係団体や集落など地域団体との連携を強化し、交通安全運動を進めていく必要があります。

あわせて安全で円滑な交通を確保していくために道路環境の整備を図る必要があります。町内には、\*狭い交差点が多く、カーブミラーなど交通安全設備の老朽化も進んでいます。道路整備の推進により交通量が増加し、新たに横断歩道や信号機、交通標識などの整備が必要な路線が生じています。主要道路への歩道設置のほか、変化する交通環境に対応した適切な交通安全施設の整備、対策が求められています。

また、社会構造の変化、社会生活が複雑化する中であって、地域住民が一体となった犯罪のない明るく住みよいまちづくりが求められています。町民生活にとって、犯罪などに対する安全性の確保、安全で平穏な地域社会の形成はとりわけ重要です。このため、防犯意識の高揚や少年の非行防止を図るための施策、防犯対策を強化する必要があります。

表 町内の交通事故発生状況の推移

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	計
事故件数(件)	21	22	17	12	20	92
死者(人)	2	1		1		4
傷者(人)	22	29	23	19	33	126

(資料：総務課)

### 2 施策

#### 1) 道路交通環境の整備

通園通学路や交通危険箇所、交差点の改良やカーブミラーなど交通安全施設の充実整備を行います。

公安委員会へ必要な信号機や横断歩道などの設置を要望していきます。

夜間の交通安全に配慮して必要箇所に街路灯の設置を推進します。

交通量の増加など道路事情の変化に対応した交通規制の見直しの要望を行います。

#### 2) 交通安全思想の普及徹底

関係機関との連携により地域や学校などにおける交通安全教育の実施と、交通安全協会や交通安全母の会、交通安全指導員協議会など関係団体の交通安全活動を支援し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。

## 第4章 基本計画

### 3) 防犯対策の推進

警察、学校、事業者、\*防犯連絡所、家庭、関係団体との連携を強化して、地域ぐるみの防犯協力体制の充実を図り町民生活の安全確保に努めます。

防犯意識の高揚のため関係機関、団体と連携して啓発活動を推進します。

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を行います。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
交通安全施設整備	町、県	交差点改良、交通安全施設整備
街路灯の設置	町、関係団体	街路灯の設置および維持管理
交通安全教室、大会の開催	町、交通安全協会など	交通安全教室、交通安全推進大会の開催
交通事故防止キャンペーン	町、交通安全協会など	交通安全運動期間中に開催
防犯灯の設置	町、集落	防犯灯の設置
防犯連絡員等連絡協議会の開催	町	地域、事業者、学校と連携した防犯体制の強化と啓発活動

## 定住促進対策の推進

### 1 現況と課題

本町の人口は、昭和30年以降漸減していますが、世帯数については漸増の傾向にあります。すなわち一世帯あたりの人口は減少しており、これは核家族化、少子化の進行と若年層人口の流出に伴う老人世帯の増加を示したものです。まちの活力を維持し、発展させるためには定住人口の増加、とりわけ若者世帯の増加は欠かせない条件です。

このような情勢のなか、町営住宅は耐用年数を経過したものもあるなど老朽化が進んでおり、また車社会にあってすべての住宅に駐車場がないなど整備が必要となっています。今後は民間資金の導入を進めるなど社会ニーズに対応した公的住宅整備が求められています。

町全体の住環境については、豊かな自然に囲まれて、集落そのものが落ち着いた雰囲気形成しており、比較的快適な環境にあるといえます。住民アンケート調査においても、東郷町の住み心地について、「住みよい」と答えた人が32パーセント、「どちらかといえば住みよい」と答えた人が46パーセント、という結果でした。今後も居住区域の緑化に努め、景観を損なう屋外広告などを減らし、道路施設や電柱、公共建造物の設置などに配慮しながら、四季折々の自然美に満ちた町並みを形成することが重要です。

また、本町では近年民間による宅地開発が進められているところで、今後も土地利用計画に沿った適切な宅地造成を促するとともに、子育て支援や教育環境、福祉事業など定住促進を目的に据えた施策の充実を図りながらまちづくりを進める必要があります。

表 公営住宅の現況 (単位：戸)

区分	戸数	うち居住戸数
町営住宅	85	83
県営住宅	16	15
計	101	98

(平成14年3月31日現在 資料：建設水道課)

### 2 施策

#### 1) 住宅の整備

老朽化した町営住宅に替わる住宅の整備を進めます。

町営住宅に駐車場を整備します。

まちづくり景観条例を策定し、景観に配慮した住みよいまちづくりを進めます。

#### 2) 宅地開発の促進

土地利用計画に沿って民間による質の高い宅地開発を推進し、自然景観と調和した優良な宅地造成を進めます。

### 3) 定住促進策の推進

地域のコミュニティー環境・子育て環境・福祉環境など住みやすい地域づくりを総合的にすすめ、定住を促進します。併せて、転入促進策についても検討します。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
町営住宅建替え事業	町	旭第一団地など
町営住宅駐車場整備	町	町営住宅居住者のための駐車場整備
まちづくり景観条例策定 (再掲)	町	景観に配慮した住みよいまちづくりを住民主体で取り組む条例を策定
宅地開発の推進、指導	町	国土利用計画に沿った民間による宅地開発を推進し、まちづくり景観条例との整合性を指導する

## 消費者安全対策の推進

### 1 現況と課題

国際化、高度情報化の進展やサービスの高度化、さらには所得水準の向上により消費生活は豊かになってきました。消費者ニーズの多様化により、商品やサービス提供のための販売方法や取引形態が多様かつ複雑になっており、消費者問題も巧妙化、複雑化しています。\*規制緩和や流通の広域化、国際化にともない、商品や食品に対する安全性への関心や環境への配慮も高まっています。

消費者自らが主体的に情報を収集、選択し、行動できるよう情報の提供と消費者の意識啓発が重要となっています。あわせて消費者トラブルに迅速かつ的確に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。

### 2 施策

#### 1) 消費者啓発

消費者が自立し、合理的に行動できるように、あらゆる世代の消費者に対して、消費生活に関する情報提供を図ります。

町報や有線放送、県主催イベントなどを通じ、消費者の意識啓発に努めます。

#### 2) 苦情、相談体制の確立

鳥取県消費者生活センターはじめ国、県などの公的相談機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

被害に遭いやすいのは、一人暮らしの高齢者などに比較的弱者が多いことから、早期の防止対策・救済対策を講じます。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
消費者生活情報提供	町、県	消費者生活関連情報の提供
消費者意識啓発	町、県	町報、防災無線による啓発
消費者相談	県	消費者の苦情相談の受付体制、窓口の整備

### 第3節 健康で和やかに暮らせるまちづくり

#### 健康づくりの推進

##### 1 現況と課題

近年、住民の健康水準は、公衆衛生、医療技術の進歩にともない著しく向上しています。しかしその反面、食生活や運動習慣など\*ライフスタイルの変化により\*生活習慣病が増加しており、改めて日常生活の見直しが必要とされています。

平均寿命が伸びるなか健康寿命の延伸こそが重要な問題です。そのためにはまず、住民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めて健康の保持増進に努めることが大切です。健康についての正しい知識の普及を図るとともに、心とからだの積極的な健康づくり活動を支援し、きめ細かな保健サービスを提供する必要があります。また発病を予防するためには、一次予防に重点を置いた対策を推進していく必要があります。

加えて保健推進員や食生活改善推進員など地域における健康づくり支援体制を強化し、住民の健康増進サポート体制を充実することが求められます。

表 健康診査の受診状況

(単位：人、%)

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	受診人員	受診率	受診人員	受診率	受診人員	受診率	受診人員	受診率
基本健康診査	649	37.4	507	31.6	621	39.7	620	39.5
胃がん検診	617	28.4	501	26.2	545	28.7	481	25.1
子宮がん検診	337	21.4	314	23.0	308	22.6	299	22.4
乳がん検診	407	25.8	370	26.2	350	25.3	335	24.7
肺がん検診	1,863	78.6	1,767	74.5	1,805	67.2	1,756	65.7
大腸がん検診	560	23.5	496	23.4	545	25.3	463	21.5

(資料：企画観光課)

表 主要死因別の推移

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
平成8年	悪性新生物 20人	心疾患 15人	脳血管疾患 6人	肺炎 4人 肝疾患 4人	
平成9年	悪性新生物 19人	脳血管疾患 16人	心疾患 13人	肺炎 6人	不慮の事故 3人
平成10年	悪性新生物 27人	脳血管疾患 22人	心疾患 13人	不慮の事故 4人	腎不全 4人
平成11年	悪性新生物 16人	心疾患 14人	脳血管疾患 9人	肺炎 7人	不慮の事故 5人
平成12年	心疾患 12人	悪性新生物 肺炎	11人 11人	脳血管疾患 7人	不慮の事故 3人

(資料：県衛生統計年報)

## 2 施策

### 1) 健康支援サービスの充実

健康教育や健康相談を実施し、住民一人ひとりの健康に対する認識と自覚を高め、健康的な生活習慣の確立を推進します。

各種団体・機関と連携をとりながら運動指導や栄養指導など健康づくり事業を推進します。温泉を活用した健康づくり事業として、ゆアシス東郷龍鳳閣を活用した\*アクアピクスなどの運動教室を実施するほか、その利用促進を図ります。

\*CATVや広報を活用して健康づくりに関する啓発を推進します。

保健推進員や食生活改善推進員の育成と組織強化を図り、地域における住民個々の健康増進サポート体制を充実します。

### 2) 保健予防サービスの充実

集団による健康診査や検診を実施し、生活習慣病など各種疾患の予防対策と早期発見、早期治療を進めます。

虚弱老人の閉じこもり防止や寝たきり予防など介護予防を地域に定着させるため、趣味やレクリエーションを中心とした機能訓練を推進します。

保健推進員活動および広報、防災無線、CATVなどを活用し、健康管理に関する正しい知識の普及に努めます。



## 第4章 基本計画

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
健康教室、健康相談（再掲）	町	健康づくり教室
		健康に関する相談
健康づくり事業	町	運動指導事業
		栄養指導事業
		ゆアシス東郷龍鳳閣活用による運動教室
健康づくり、管理の啓発	町	広報紙と*CATVなどを活用した啓発活動
保健推進員の組織強化	町	育成と組織強化、活動の支援
食生活改善推進員の組織強化	町	育成と組織強化、活動の支援
健康診査、検診	町	基本健康診査、各種がん検診など
虚弱老人の機能訓練	町	介護予防のための機能訓練
		地域活動との連携

## 医療の充実

### 1 現況と課題

食生活や生活様式の変化などに加えて、急速に進む高齢化によって脳卒中、心筋梗塞など早期の対応が迫られる重症患者が増加しています。1人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、緊急時の対応を迅速に行う体制づくりが求められています。

本町における医療機関は、個人内科医院が2か所と個人歯科医院が3か所ありますが、救急医療機関や総合病院はなく、救急患者にも対応する24時間体制の医療処置体制整備が重要な課題といえます。また、健康寿命の延伸を図るためには、疾病の早期発見と早期治療に努めるとともに、健康の保持増進のための相談もできる\*かかりつけ医の定着を推進する必要があります。

母子保健対策については、出生率が低下しており、妊婦が元気で安心して子供を生育てられる環境を整えることが必要です。核家族化の進行もあり、母親の孤立感・子育てに関する不安を解消する施策も求められています。また、10代の妊娠や性感染症の増加もあり、性の正しい知識の普及も重要になっています。

表 中部医療施設の現況

区 分	施設数（箇所）			病床数（床）	
	病院	一般診療所	歯科診療所	病院	一般診療所
倉吉市	9	60	24	1,380	148
東伯郡	2	38	17	269	103
東郷町	0	2	3	0	0

（平成13年3月31日現在 資料：町民課）

### 2 施 策

#### 1) 医療体制の充実

救急医療体制については、中部ふるさと広域連合救急隊と連携をとりながら、中部医師会の\*病院群輪番体制により24時間体制で救急患者に必要な検査、治療ができるよう体制を整えます。

高齢者世帯については、必要に応じて\*緊急通報装置の設置や協力員体制を整備し、高齢者が安心して在宅生活が過ごせるよう環境を整えます。（再掲）

町内の医師や中部医師会と連携し、病気の治療だけでなく、健康の保持増進のための相談ができる「かかりつけ医」の定着化を推進します。

## 第4章 基本計画

### 2) 妊産婦・乳幼児保健対策の推進

妊婦が夫とともに受けられる出産教室の開催や健康診査の充実、栄養指導などを進め、妊婦が元気で安心して出産できる体制を推進します。

母親の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安を解消するために\*育児サークルや子育て支援センターの充実、保育所などとの連携を図ります。

出産前後の保健師訪問、健康診査、相談業務を充実し、安心な出産、子育てのための支援を行います。

乳児が元気に成長できるよう、健康診査と予防接種を推進します。

子どもの健やかな成長と生活習慣病予防のため、子どもと親に正しい食生活指導を推進します。

乳幼児の養育を支援し、子ども虐待の防止と早期発見に努めます。

「性と生命の大切さ」および「性感染症・\*エイズ予防」を家庭から行えるよう、学校保健との連携を強化します。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
病院群輪番体制の整備	町	二次救急医療機関による病院群輪番体制の整備
高齢者世帯への緊急通報装置設置	町	必要に応じて在宅介護支援センターの*緊急通報装置を設置(再掲)
予防接種	町	集団接種
		個別接種〔医療機関委託〕
*かかりつけ医の推進	町	町内医師や中部医師会と連携し、かかりつけ医の推進
妊婦・乳幼児健康診査	町	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児健康診査、妊婦健康診査
妊産婦・乳幼児健康相談、教室	町	乳児相談、2歳児しつけ相談
		母親〔両親〕学級、育児教室、思春期教室
妊産婦・乳幼児家庭訪問	町	妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導
母子保健推進協議会	町	母子保健推進計画の推進
子育て支援	町	育児サークル活動支援
		*子育て支援センターの活用

## 児童福祉と子育て支援

### 1 現況と課題

児童をとりまく環境は、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出などを背景に大きく変化しており、児童の健康保持をはじめ、親子関係や遊びなどに大きな影響を与えています。本町では、子育てと仕事の両立を支援するため、町内の保育施設や幼稚園における保育内容を充実させ、延長保育や0歳児保育などを積極的に推進してきました。また、平成12年度から昼間保護者のいない小学校低学年児童を対象に「\*放課後児童クラブ」を開設し、児童の健全育成のために指導員が遊びを通じた生活指導事業を展開しているところです。

しかし、社会生活の複雑化に伴って、児童福祉や子育て支援に対するニーズは今後もますます多様化、複雑化していくものと考えられます。母子、父子家庭など一人親家庭に対する支援の拡充や、児童、幼児の虐待防止と早期対応、さらには学校週5日制の実施に伴い、子どもの健全育成を地域で支える体制の充実が急がれています。

乳幼児期は、人間形成の上から最も重要な時期にあたります。近年の少年犯罪も、地域コミュニティ、家庭でのふれあいの希薄化が招いたものと考えられます。地域の大切さ、家庭環境の大切さを見直しながら、次代を担う児童が心身ともに健全に成長し、安心して暮らせる環境づくりに努めなければなりません。

表 出生数の推移 (単位：人)

年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
出生数	62	63	54	52	56	56	52	54	48	50	39

(資料：町民課)

表 児童の状況 (単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数	40	41	62	57	55	58	313
保育所措置数	5	20	37	47	46	49	204
幼稚園入園児数				5	6	8	19

(平成14年4月1日現在 資料：町民課、教育課)

## 第4章 基本計画

表 保育所の現況

区分	施設 (㎡)		児童数 (人)		児童内訳 (人)				
	敷地	建物	定員	措置人員	乳児	1～2歳	3歳	4歳児	5歳児
町立 東郷保 育所	2,180	696	60	69	0	14	19	19	17
町立 花見保 育所	2,414	613	90	63	1	11	14	20	17
私立 太養保 育園	2,055	456	60	53	2	20	10	9	12

(平成14年4月1日現在 資料：町民課)

表 母子父子家庭の状況 (単位：世帯)

区 分	母子家庭	父子家庭
平成9年	30	8
平成11年	32	11
平成13年	30	11

\* 20歳未満の子を養育している世帯数

(資料：町民課)

### 2 施策

#### 1) 児童福祉の充実

多様な保育ニーズに対応し、保育施設への乳児室の整備充実や障害児保育の実施を進めます。

学校教育や地域との連携を図りながら、\*放課後児童クラブの充実を図るとともに、学校や公民館活動による公共施設を活用した世代間の交流や子どもの遊び環境づくりを推進します。

児童虐待の早期発見、早期対応を行うため、関係機関や民間団体との連携を強化し、必要な体制整備を図ります。

2) 子育て支援体制の充実

東郷町児童育成計画〔平成11年策定〕に沿って、子育て支援や仕事との両立支援、子どもを育てやすい生活環境整備を推進します。

\*子育て支援センターの有効活用を図り、子育てに関する悩みの相談窓口の充実と、親子のふれあいと親同士の情報交換の場の提供を進めます。

子どもが生き育てられやすい生活支援として、第3子以降の3歳未満児の保育料を軽減助成します。

3) 母子家庭等福祉の充実

母子、父子家庭など一人親家庭に対する生活支援と助成制度を推進します。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
児童育成計画〔エンゼルプラン〕の推進	町	計画の推進と見直し
		子育て支援の推進と環境整備
保育サービスの充実	町	保育所乳児保育の充実
		*保育所一時保育事業〔一時的に家庭で保育できない乳幼児を預かる〕
		障害児保育の実施
保育所地域活動事業	町	育児講座の開設、情報交換の場提供
		情報提供と保育相談
保育料の軽減	町	第3子以降の3歳未満児の保育料を基準額の1/3以下に軽減
保育施設整備事業	町	町立東郷、花見保育所と私立太養保育園の施設整備
幼稚園*預かり保育(再掲)	町	預かり保育の充実
放課後健全育成事業	町	放課後児童クラブ
子育て支援センターの活用	町	子育て支援、相談の充実
		子育て支援ネットホームページの活用推進
母子家庭等の支援	町	特別医療費助成
		児童扶養手当支給など
児童虐待防止ネットワークの構築	町	関係機関等相互の情報交換と状況把握
		啓発活動

### 高齢者、障害者福祉の充実

#### 1 現況と課題

65歳以上の高齢者数は年々増加しており、本町の全人口に占める割合は平成12年国勢調査結果で26%を超え、今後もさらに増加することが推測されます。

健やかに自立した生活を送ることは、住民一人ひとりの願いであり、高齢化が急速に進展するなかで、健康づくりや疾病予防、機能訓練などの総合的な保健事業の充実を推進していくことが重要です。また、後期高齢者〔75歳以上の高齢者〕の増大に伴って、これまでのがんや心疾患、脳血管疾患といった成人病が多数を占めた時代から、後期高齢者の虚弱状態の継続による疾病期間の長期化など、治療とともに\*ケアが重要な時代に入ってきています。

高齢者福祉については上記のような医療サービスの充実とともに、保健と福祉との連携を強化することが重要です。在宅福祉サービスと施設福祉サービスの充実を図りながら互いの連携を強めていかなばなりません。一人暮らし、二人暮らし高齢者の増加に対しては、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められています。また、元気な高齢者の生きがいを高めるためにも地域の連帯は重要で、高齢者の豊かな経験と能力を生かして社会の各分野で活発な活動ができる体制づくりを進めながら、高齢者の自立と社会参加をいっそう進めていく必要があります。

本町における障害者は平成14年4月1日現在で343人となっており、身体障害、知的障害、重度障害など内容、年齢もさまざまです。先天的要因に加えて後天的要因によるものが多く、近年の高齢化の影響もあり、障害の重度化、重複化など今後も増加することが推測され、疾病の早期発見と相談体制の充実が重要となります。\*支援費制度の円滑な運用による障害者支援サービスの充実と障害者への正しい理解を図り、雇用の場の確保や災害時の非難対策など、すべての人が社会参加でき、安全で快適なまちづくりを進めなければなりません。

表 高齢者福祉施設等の現況

施設名	管理主体
老人福祉センター「東湖園」	町
老人憩いの家	町
東郷町デイサービスセンター	町
東郷町在宅介護支援センター	町

(14年4月1日現在 資料：町民課)

## 2 施策

### 1) 高齢者福祉の充実

高齢者が要介護状態に陥ることなく、生き生きとした生活が送れるよう、閉じこもりや痴呆を予防するための生きがい活動支援事業や生活支援事業など、介護予防対策を推進します。(再掲)

健やかで自立した高齢期が過ごせるよう、自らの健康状態を把握し、健康に関する正しい知識を持ち、良い生活習慣を実践する力を身につけられるように、健康づくり事業を推進します。

\*在宅介護支援センターを利用促進し、\*緊急通報装置の設置や近所の協力員体制を整備し、高齢者が安心して在宅生活を過ごせる環境を整えます。

高齢者の豊かな経験と能力を生かした社会参加により生きがいを高めるため、\*シルバー人材センターの育成、支援を行います。

多様化する制度の広報、周知を対象者に積極的に行い、受給者が不利益を被ることのないよう努めます。

高齢者福祉に関する様々なニーズに的確・迅速に対応するため、窓口体制の強化を図ります。

老人福祉センター東湖園の施設整備を図ります。

### 2) 障害者福祉の充実

障害者に対する正しい理解を深めるため、啓発、広報活動の推進と交流活動などを推進します。

障害者が自分の希望や生活スタイルに適した福祉サービスを選択し、受けられる「\*支援費制度」の円滑な運用を図り、適正なサービス提供を進めます。

障害者の適性と能力に応じた就労の機会が得られるように、雇用の啓発と社会適応訓練の場の提供を進めるとともに、相談体制の整備を図ります。

障害者のための災害時の救助対応マニュアルを作成し、その普及推進を図ります。

障害者が自宅で自立した生活ができるように必要な増改築や改造への資金助成を行います。



## 第4章 基本計画

### 3 事業計画

#### 高齢者福祉

事業名	事業主体	事業の内容
介護予防・生活支援事業(再掲)	町	*配食サービス、*外出支援サービス、軽度生活援助、介護予防事業、高齢者食生活改善事業、健康づくり事業、居住環境整備事業等
*配食サービス	町社会福祉協議会	一人暮らし高齢者へボランティアによる配食
施設福祉サービス	町	養護老人ホームの活用
*在宅介護支援センターの利用促進	町	利用の促進と啓発
シルバー人材センターの育成支援	町	高齢者の生きがい支援
老人クラブ育成支援(再掲)	町	会員の確保と育成支援
東湖園の施設整備	町	・駐車場の整備 ・施設設備の整備
高齢者福祉広報、相談窓口整備	町	制度の周知、相談窓口の整備
老人保健福祉計画の見直し	町	計画〔12年度策定〕の見直し

#### 障害者福祉

事業名	事業主体	事業の内容
障害者に関する広報啓発活動	町	正しい理解を進める広報啓発
障害者の居住環境整備事業	町	増改築などへの資金助成事業
障害者との交流促進	町	交流会の開催
		手話サークルの組織化等交流活動の推進
障害者スポーツ活動、文化活動の振興	町	各種スポーツ活動、文化活動の支援
*小規模作業所の設置	町	作業適応訓練の場の提供
雇用相談窓口の整備	町	障害者の特性に応じた雇用のための相談体制の整備
地域生活援助事業	事業者	知的・精神障害者の地域生活援助事業
*支援費制度の充実	町	在宅サービス〔ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ〕
	事業者	施設サービス〔療護施設・知的障害者更正施設〕
災害時救助マニュアル整備	町	障害者のための災害時救助対応マニュアル作成と推進

## 地域福祉の推進

### 1 現況と課題

高齢者や障害者をはじめすべての人々が、住み慣れた地域社会の中で、自分の能力を生かしながら、共に生活していくことが当然であるという\*ノーマライゼーションの理念に基づく福祉社会の形成が望まれています。少子高齢化の進展や家族形態の変化、あるいは地域連帯意識の希薄化が進行する一方で、福祉ニーズは多様化、高度化しています。地域における福祉社会の形成は、地域社会の活性化や豊かな地域社会の創出へとつながります。

地域社会における福祉の向上には、住民と行政の協力による地域連帯の取り組みが必要です。中心となる町社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員やボランティアなどが協力し、あわせて医療・保健、教育などの各分野とも連携しながら、一丸となって福祉の向上を図らなければなりません。

表 福祉ボランティア団体の状況

(町ボランティアセンター登録分)

区 分	グループ数	人 数
平成10年	10	281
平成11年	10	272
平成12年	10	283
平成13年	10	279

(各年3月31日現在 資料：町民課)

表 \*シルバー人材センターの状況

	平成14年10月31日現在
登録会員数	52人

(資料：町民課)

表 愛の輪協力員設置状況

対象者		計 (世帯)	愛の輪 協力員 数(人)
一人暮らし高 齢者(世帯)	二人暮らし高 齢者(世帯)		
75	3	78	71

(平成14年3月31日現在 資料：町民課)

## 第4章 基本計画

### 2 施策

#### 1) 地域福祉の推進

すべての人が安全で快適な暮らしができるよう、集落ごとで地域ぐるみの企画立案をし、それが実施できる体制整備を行います。

福祉ボランティア団体や福祉リーダーの資質の向上を図るとともに、活動基盤強化のための支援を行います。

地域住民、ボランティア、民生児童委員などと連携し、福祉ネットワークを形成し、地域ぐるみで支え合う地域福祉を推進します。

#### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
ボランティアセンターの活用、支援	町社会福祉協議会	ボランティアセンターとの連携
		ボランティア活動の支援
愛の輪協力員の設置	町社会福祉協議会	一人暮らし高齢者の日頃の安否確認、災害時・緊急時の援助
ふれあいいいききサロン	町社会福祉協議会 各集落	集落ごとのレクリエーション、健康相談の実施
福祉体験学習	町社会福祉協議会	成人、中高校生を対象にデイサービス・保育・ホームヘルパーの体験学習を実施
福祉教育協力校の指定	町社会福祉協議会	幼稚園、保育所、小中学校における福祉の心を育てる交流活動の推進
広報、啓発活動の推進	町	広報とうごう、*CATV、福祉とうごうの活用
福祉座談会の開催	町 町社会福祉協議会	各集落へ地域福祉の推進啓発
*地域福祉計画の策定	町	地域福祉の推進

## 生活を守る社会制度

### 1 現況と課題

国民健康保険制度および国民年金制度は、長寿社会にあつて疾病、障害、老齢などに対応する社会保障制度の中心的な役割を担う制度であり、ますますその重要性は大きくなっていきます。しかし、少子高齢化の進行にともなう高齢世代の増加と現役世代の減少が財政を圧迫しており、健康管理の推進による医療費の圧縮や給付と負担のバランスを図りながら増大する住民ニーズに的確にこたえていくことが求められます。

国民健康保険制度については、今後も生活習慣病の増加や医療技術の高度化にともない、医療費の増加が進むものと予想され、引き続き制度の充実が必要です。

介護保険制度については、少子化や核家族化の進展により家庭の介護能力が減退するなか、高齢化により寝たきりや痴呆などによる介護を必要とする人が増加しており、在宅介護サービスの利用促進をはじめ介護ニーズにあつた介護保険制度の充実と、実態にあつた実施体制の強化が課題となっています。

さらに、社会情勢の不安定な状況下において失業者等が増大しており、経済的自立の支援のための、生活保護制度の適正指導や相談体制の整備が必要です。

また、国民年金制度については、今後も制度の啓発と加入の徹底を促進します。

表 国民健康保険被保険者数の状況

区 分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
世帯数 (世帯)	一般	983	998	1,011	1,036	1,086
	退職	89	93	107	115	108
	計	1,072	1,091	1,118	1,151	1,194
	加入率(%)	58.6	59.1	60.2	61.4	63.1
被保険者 数 (人)	一般	1,367	1,348	1,322	1,307	1,357
	退職	244	242	267	293	301
	老人	825	866	910	951	1,011
	計	2,436	2,456	2,499	2,551	2,669
	加入率(%)	35.7	36.1	36.7	37.4	39.4
一人当り 療養費 (円)	一般	195,708	216,769	180,382	199,966	212,397
	退職	331,444	375,044	337,982	360,298	397,671
	老人	608,918	596,069	659,138	588,366	639,877
	計	349,246	366,108	371,557	363,175	395,218
保険税 (円)	一世帯当り	169,867	163,875	166,717	169,194	157,738
	一人当り	74,753	72,796	74,586	76,339	70,565
うち介護 保険(円)	一世帯当り				20,923	20,226
	一人当り				14,941	14,627

(各年平均数値 資料：町民課)

## 第4章 基本計画

表 要支援・要介護認定者と施設入所者の状況

(単位：人)

区分		平成12年	平成13年	平成14年
高齢者数	65～75歳	928	916	890
	75歳以上	878	918	977
	計	1,806	1,834	1,867
認定者数	要支援	24	33	41
	介護1	47	65	89
	介護2	36	54	57
	介護3	20	25	41
	介護4	36	41	42
	介護5	17	26	25
	計	180	244	295
施設入所者数	特別養護老人ホーム		28	24
	老人保健施設		44	63
	療養型病床群		10	10
	計		82	97

\* 高齢者数は住民基本台帳による。

(各年4月1日現在 資料：町民課)

表 生活保護の推移

(単位：世帯、人)

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
世帯数	23	26	27	26	23
人数	31	36	37	36	33

(各年4月現在 資料：町民課)

表 国民年金の加入状況

(単位：人)

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
第1号強制加入	897	901	914	926	982
被保険者任意加入	3	5	4	2	3
第3号被保険者	335	339	342	343	317
計	1,235	1,245	1,260	1,271	1,302

(各年3月31日現在 資料：町民課)

## 2 施策

### 1) 国民健康保険の健全化

国民健康保険制度に対する住民の理解を深めるとともに、適正受診、適正診療を徹底し、医療費の適正化に努めます。

被保険者の生活習慣病の解消のための健康教室や相談など、健康づくりの支援や疾病予防に努めるとともに、病気の早期発見のための検診体制の充実を図ります。

保険料の適正化など財政運営の健全化を検討します。

### 2) 介護保険制度の定着

高齢者が要介護状態に陥ることなく、生き生きとした生活が送れるよう、閉じこもりや痴呆を予防するための生きがい活動支援事業や生活支援事業など、介護予防対策を推進します。(再掲)

介護ニーズを的確に把握し、東郷町老人保健福祉計画・介護保険事業計画を見直し、関係機関、団体と連携しながら、ニーズに対応した介護保険制度の推進を図ります。

介護サービスについての要望や苦情を受け付ける窓口を設け、県苦情処理委員会と連携し、適正なサービス提供に努めます。

### 3) 低所得者福祉の充実

低所得者や高齢者世帯の生活の安定と自立を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を促進します。

被保護者の生活実態を十分に把握し、生活保護の適正な運用を図るとともに、各種の福祉施策や社会保障制度との連携を図り、総合的な支援を行います。

### 4) 国民年金の推進

国民年金制度の啓発を進め、適用対象者の的確な把握と加入の促進を行います。

## 第4章 基本計画

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
健康教室・健康相談（再掲）	町	健康づくり教室、健康に関する相談
介護予防・生活支援事業(再掲)	町	配食サービス、外出支援サービス軽度生活援助、介護予防事業、高齢者食生活改善事業、健康づくり事業、居住環境整備事業等
介護保険事業計画の見直し	町	計画〔12年度策定〕の見直し
介護保険相談窓口の設置	町	介護保険に対する苦情や要望の受付
		県苦情処理委員会との連携
低所得者のための地域福祉活動の推進	町 民生委員	民生委員による相談受け付けなど、地域福祉活動の推進
生活保護世帯の実態把握	町・県	生活保護世帯の生活実態の把握
		県設置*ケースワーカー、関係機関との連携
制度の啓発	町	国民健康保険制度の啓発
		国民年金制度の啓発
		介護保険制度の啓発
年金相談の開設	町	年金制度に関する相談所開設

## 第4節 人が輝く教育と学習推進のまちづくり

## 小中学校教育の充実

## 1 現況と課題

激しい変化が予想されるこれからの社会に向けて、子どもたちに「生きる力」を養い、自分で考え、自分で課題を解決する力を身につけ、その力を実際の生活に生かせるようにすることが必要です。そのために体験的な学習を重視した総合的な学習の推進を図るとともに、正義感や倫理観、思いやりの心など豊かな人間性や社会性を育む教育が重要です。

これらを実現するためには、地域と家庭、学校が一体になった教育活動が不可欠であり、地域の特色を活かし、開かれた特色のある学校づくりが求められています。いじめ、不登校、少年犯罪などが社会問題として大きくとりあげられるなか、一人ひとりの個性や想いを大切にす心のふれあう学校づくりと基礎・基本を徹底し、自ら学び考える力を育てることが必要です。

本町には現在、小学校が3校と中学校が1校あります。しかし、小学校については、いずれの学校とも少子化の進行により児童数が減少しており、施設の老朽化も進んでいます。適正規模の充実した環境、設備による教育を進めるために学校統合や施設の充実に図っていく必要があります。

表 児童・生徒数の状況

(単位：人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成17年	
小学校	桜	227	182	159	151	348
	東郷	161	151	112	116	
	花見	162	154	133	120	
中学校	283	279	253	204	211	
計	833	766	657	591	559	

(資料：教育課・学校基本調査)

表 高等学校等への進学状況

(単位：人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年予定
中学校 卒業生数	83	105	94	72
高等学校 進学者数	83	105	91	72
進学率(%)	100.0	100.0	96.8	100.0

(資料：教育課・学校基本調査)



### 2 施策

#### 1) 教育内容の充実

わかる学習の展開により、基礎・基本の定着を図る教育に努めます。

開かれた学校づくりを進め、学校、家庭、地域社会が連携して児童生徒を育てる体制の充実に努めます。

一人ひとりのよさを生かした個に応じた教育に努め、21世紀の東郷町や日本国を支える人材を育てます。

ふるさとの歴史や文化に触れる自然体験、生活体験、社会体験などの体験活動を通して、地域のよさや課題を発見し生き方を見直す教育を推進し、温かな地域社会を担う人材を育てていくように努めます。

#### 2) 教育施設の整備

小学生の良好な教育環境を確保するとともに教育効果をさらに高めるため、現存の3小学校を統合して小学校を新設します。

中学生が快適な教育環境で教育が受けられるよう中学校教育施設の充実に図ります。

学校図書室を充実し、町立図書館と連携しながら、自主学习および教育環境の充実に図ります。

#### 3) 特色ある学校づくりの推進

コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくるといわれています。学校と家庭、地域社会との連携を図り、ふるさとを愛する心を育てる教育の推進を図ります。

地域社会における教育を充実させ、子どもたちを地域ぐるみで育てていくために東郷町教育推進会議を母体として、地域社会とともに発展する「ふるさとの学校」の創出をめざした事業展開を進めます。

学校施設の地域への開放を進め、開かれた学校づくりに努めます。

#### 4) 学校給食の充実

栄養バランスのとれた食事を提供し、心身の健康づくりに寄与するため、安全安心な食材選び、\*地産地消の視点を大切にしながら、給食内容の充実に努めます。

学校給食センターの施設充実に努めるとともに、効率運営を図るために改築を含めた整備を検討していきます。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
小学校総合整備事業	町	小学校の統合新設
中学校施設整備事業	町	小体育館改築
		教育機材整備
学校給食センター建設事業	町	建設整備
小中学校教育内容の充実	町・小中学校	基礎基本の定着など教育内容の充実
		総合学習の充実
学校図書室資料の充実	町	町立図書館との連携による資料図書貸出し
特色ある学校づくりの推進	町	学校、家庭、地域の連携による教育の推進
学校給食の充実	町	*地産地消を基本とし、給食の充実を図る

### 幼児教育の充実

#### 1 現況と課題

少子化により幼児数が急激に減少し、さらに核家族化や両親の共働きなど家庭や地域をとりまく環境は著しく変化しています。幼児期は生活体験の中で信頼感や自立心を育む時期ですが、現代は周囲に同世代の幼児が少ないことも一因となり、人間関係をうまく形成できない子どもが増えています。過干渉や過保護とも重なり、相手を理解することができにくく、子ども同士の間人間関係が希薄になっているともいわれています。

人間形成に重要な乳幼児期には、明るくあたたかい家庭の団らんの中で安心して毎日を過ごすことが重要で、かつ、多くの人とのふれあいの中で豊かな心と主体的に活動する意欲を育てる教育を推進する必要があります。

#### 2 施策

##### 1) 教育内容の充実

基本的な生活習慣、態度を育て、健全な心身の基礎を培うように努めます。

親子での芸術文化の鑑賞機会を提供し、豊かな感性を育むよう努めます。

一人ひとりの発達段階に応じた幼児教育の充実に努め、集団生活の基礎を培うように努めます。

幼稚園、保育所の選択の幅を広げるとともに、施設名にかかわらず、各施設において適切な幼児の教育が行われるよう努めます。

##### 2) 教育環境の充実

地域に開かれた幼児教育施設づくりを進め、子育てをめぐる不安などの問題に対して、家庭や地域、教育機関等との連携をとりながら子育てを支援します。

子育てについての学習機会と相談の場を提供していきます。

幼児が自然と親しむ環境づくりに努めます。

#### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
子育て支援事業	町	子育て相談の場の充実 保健医療との連携
幼稚園*預かり保育(再掲)	町	預かり保育の充実
*ビオトープ保全事業	町	ビオトープの設置
幼稚園教育内容の充実	町	基本的な生活習慣、健全な心身、集団生活能力の育成
		親子での芸術文化鑑賞機会の提供
		地域に開かれた幼児教育の推進

## 生涯学習の推進

### 1 現況と課題

生涯学習の意義は、町民一人ひとりが学習意欲をもって自己の人間形成を図るなかで、生きがいと創造性に富んだ社会生活を営むとともに、地域社会づくりに寄与することにあります。このため本町では、「1人1学習1スポーツ」をテーマに町民に生涯学習を推進してきました。

しかし、参加者の固定化、若年層参加者の伸び悩みといった課題を抱えているのが現状で、生涯学習に関する町民意識のいっそうの高揚を図ることが重要です。また、その根底に同和教育の視点を置き、他人を尊重し、一人ひとりの願いをかなえることを基本的に生涯学習の推進を図る必要があります。

### 2 施策

#### 1) 生涯学習推進体制の充実

社会教育活動の母体となる社会教育関係団体の育成強化に努めます。

町立図書館を町民が親しみをもって利用できる運営に努めます。

町民がいつでもどこでも学習できる環境づくりを推進するとともに、関係機関、団体との連携を密にしながら生涯学習の推進を図ります。

#### 2) 学習機会の充実

町民が生涯にわたって自主的な学習ができるように情報の提供と学習機会の充実を図るとともに、あらゆる機会をとらえて町民の学習参加を奨励します。

#### 3) スポーツ・レクリエーションの振興

平成18年に鳥取県で全国スポーツ・レクリエーション祭が開催されます。本町では綱引きの開催を目指し、全国からの多数の来訪者をあたたかい歓迎体制で迎えます。

1人1スポーツを目標に町民のスポーツに対する意識を高め、スポーツの日常化に向けた生涯スポーツの定着を図ります。

各年齢層に応じたスポーツや軽スポーツの普及に努め、講習会、教室、大会を開催し、町民のスポーツ参加の輪を広げ、生涯スポーツの定着を図ります。

スポーツリーダーを養成し、自主的スポーツ活動を推進します。

スポーツ少年団活動について、地域活動との連携を図りながら支援充実を図ります。

町民運動場などスポーツ施設の町民の利用促進を図るため、必要に応じた施設用具の整備充実を進めます。

## 第4章 基本計画

### 4) 図書館サービスの充実

幼児から高齢者まで、すべての住民に気軽に利用していただけるよう資料の充実を図り、広報活動を充実し、親しみある図書館運営に努めます。

県の生涯学習情報システムを活用した蔵書検索機能や、遠距離在住者の利用を考慮した\*移動図書館車〔BM＝ブックモバイル〕の購入について検討します。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
生涯学習情報の提供	町	学習支援のための情報収集
		各種情報メディアの活用
生涯学習の場の提供	町	公共施設等の開放、有効活用の推進
社会教育団体の育成	町	社会教育活動団体の育成強化
生涯スポーツの普及	町	各種スポーツ教室、講演会の開催
		各種スポーツ大会の開催
地域総合型スポーツクラブ育成事業	町	地域のスポーツクラブを設立し、自主的スポーツ活動を推進
全国スポレク祭	町	平成18年全国スポーツレクリエーション祭誘致および成功に向けた体制整備と実施
体育協会の育成	町	体育協会の育成支援
スポーツ少年団の育成	町	スポーツ少年団の育成支援
社会体育施設用具整備	町	社会体育施設用具の整備充実
図書館の広報活動	町	新刊図書の情報提供
図書館資料の充実	町	図書館資料の購入
移動図書館車(BM)導入の検討	町	移動図書館車(BM)導入の検討

## 文化財の保存継承と文化振興

### 1 現況と課題

本町には国、県、町指定の文化財が多数存在しています。郷土の歴史と伝統に培われてきた文化遺産や伝統文化の保護と活用を進める必要があります。文化財保護思想の普及を図り、町民自らが歴史や文化の価値を認識し、歴史的な文化財や民俗芸能など、生活の中に受け継がれてきた文化を大切に保存し、次世代に継承していくことが重要です。

また、学問や芸術などさまざまな文化活動の中で、個性に応じて文化に親しみ、高め、深めることは、自らの喜びばかりでなく、それに接する人々の心を豊かにし、感動と安らぎをもたらします。学習機会を提供することはもとより、質の高い文化を鑑賞できる環境整備が必要です。

### 2 施策

#### 1) 文化財の保護

文化財保護の意識を高めるため、文化行事などを通じて啓発に努めます。

町指定文化財の管理や収集した文化財の整理を行い、町民に広く伝えるとともに文化財の保存保護に努めます。

町民の文化的意識の向上に応えるため、文化財を収蔵し、学習の支えとなる施設整備を進めます。

文化財を保護活用する活動に取り組む団体などを積極的に支援します。

#### 2) 芸能、文化の継承

浪人踊りをはじめ地域に伝承されている行事、芸能の奨励援助を行います。

地域に伝わる伝統文化や民謡の保存継承に努めます。

文化、芸術活動サークルを支援するとともに、周辺市町村と連携し、学校や公民館活動などで優れた文化、芸術を鑑賞する機会を積極的に設けます。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
展示等啓発事業	町	展示資料の整備
		文化財の展示と保護啓発
収蔵庫等整備	町	収蔵施設整備
文化財活用事業	町	文化財に関するイベント開催など学習機会の充実と保護啓発
文化財の管理と整理	町	指定文化財の管理と収集した文化財の整理
文化財保護活用団体の支援	町	団体との連携による文化財保護と活用
地域伝統文化芸能の保存	町	地域芸能、伝統文化などの保存継承活動の支援
文化芸術活動の支援	町	文化芸術の発表の機会創設

### 地域づくり、人づくりの推進

#### 1 現況と課題

誰もが生きがいと幸せを感じられる地域を創造するためには、公共サービスに加えて、町民が自主的、積極的に地域活動へ参加し、ともに支え合うことが大切です。各種団体や関係機関と連携をとりながら、公民館を核としてまちづくりの原動力となる地域活動を促進することが求められています。

学校週5日制に対応した地域の子育て支援活動や、高齢者の生きがい対策としての地域活動の充実が求められるなか、より住民に身近な参加しやすい形態とし地域の特徴を活動に活かすために、公民館活動を旧村単位の地区ごとの活動として展開していく必要があります。過疎、高齢化を背景に地域コミュニティー機能の低下も危惧されており、今後、各地区公民館の位置付けを高め、町公民館との連携を強化しながら組織体制の充実を図ることが必要です。

さらにすべての町民が協働してまちづくりに取り組む体制を整えるなかで、社会的、文化的に形成された男女の\*性差〔ジェンダー〕解消のための取り組みを行い、男女がそれぞれの個性や能力を生かすことができる\*男女共同参画社会を築いていかなければなりません。

#### 2 施策

##### 1) 公民館活動の推進

生涯教育の核として公民館の利用を促進し、主催講座および各種グループ講座の充実を図ります。

地域活動の拠点となる地区公民館の体制強化を図り、地域や学校と連携した公民館活動を進めます。

各種公民館グループ、団体の活動支援と拡大を図ります。

##### 2) 青少年の健全育成

P T Aとの連携により、保護者や地域住民を対象に、家庭教育の重要性の認識を高める研修を進めます。

青少年のボランティアや地域イベントへの参加推進を図ります。

町民会議など各種団体との連携を図ります。

青年団体の育成を図ります。

##### 3) 男女共同参画社会の実現

東郷町\*男女共同参画プランを策定し、関係機関や各種団体と連携して推進体制を整備します。

各種審議会委員等政策決定の場への男女共同参画を推進します。  
 町内の女性団体で組織する東郷町女性団体連絡協議会の充実を支援します。  
 すこやかな子育て環境の整備を推進します。(再掲)

4) 地域コミュニティの醸成

地域コミュニティ活動の基礎的単位である部落公民館活動の充実に向けて、  
 部落公民館長や役員の研修会や講座を開催します。  
 各地区で行われる各種イベントや行事と、公民館活動との連携を図ります。  
 異年代交流事業を推進します。

5) 公民館施設整備

町公民館の屋根、壁などの改修工事を行います。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
各地区公民館事業	町	旧村地区で地域に密着した事業活動を実施
各種講座の開催	町	家庭教育講座、グループ活動
社会教育団体の育成	町	女性学習グループ、高齢者学級等
家庭教育講座	町	家庭地域の役割について
青少年健全育成	青少年育成 町民会議	青少年の活動支援と環境整備
	高校生保護 者会	高校生の社会参加推進
男女共同参画推進体制の整備	町	男女共同参画に関する研修会
		*男女共同参画プラン策定
町女性団体連絡協議会の育成	町	町女性団体連絡協議会の育成
地域イベント	地区団体	はなみ納涼まつり、舎人じげおこしまつり、 梨の里ふれあいまつり
*子ども週末支援事業	町	地区公民館により実施
町民運動会	町	地区公民館により小学校区で開催
部落座談会	地区	各部落主催で実施
部落公民館長等役員研修会	町	部落公民館長や役員の研修会等の開催
施設整備	町	町公民館、地区公民館の整備



### 第5節 豊かで活力ある産業振興のまちづくり

#### 農林水産業の振興

##### 1 現況と課題

本町の基幹産業は農業です。その柱である二十世紀梨生産は100年にもおよぶ歴史を誇り、生産者の努力により山肌の樹園地を中心に栽培され、名実ともに日本一と呼ばれる名産品となっています。平野部では、稲作を中心とした水田農業が展開され、転作政策に対しては早期から大豆を中心とした集団営農に取り組んでいます。しかし、農業就業者数は少子高齢化や就業者の農業離れにより昭和60年の1,861人から平成12年の1,401人と大幅に減少しています。若年層の農業就業者数も大幅に減少しており、後継者不足は深刻化しています。さらに農産物輸入の増加や景気低迷などが農産物価格の不安定要素となっており、就農者の高齢化や中山間部を中心とする農地の荒廃に拍車を掛けています。

梨生産について本町では、急傾斜樹園地の平坦地化整備や\*耐病性品種の導入、老木の改植促進などの施策を進めています。また、「二十世紀梨を大切にす条例」を策定し、町民が二十世紀梨をまちの貴重な特産品として認識し、まち全体で地域活性化策や観光振興策と関連付けながら、情報発信や消費拡大に努める取り組みを展開しています。今後も担い手育成や就農者研修体制を強化し、生産から出荷までの品質管理体制の強化や情報通信技術を活用した販売体制の研究を進め、消費者ニーズに敏感に対応した産地戦略を推進していくことが重要です。

林業については木材需要価格の低迷、生産経営コストの上昇などにより生産活動が低迷を続けており、担い手の減少と高齢化から適正な森林管理が困難な状況にあります。森林は町土の保全や水源かん養、保健休養の場など公益的機能も果たしており、近年その重要性がいっそう高まっています。今後は健全な森林の維持造成のために、計画的に林道などの基盤整備や担い手の育成確保に努めることが必要です。さらに自然保護啓発を図りながら、健康的な自然体験の場としての森林活用や、緑豊かな生活環境整備を積極的に推進する必要があります。

内水面漁業は、東郷湖でのしじみ、ふな、うなぎなどの漁獲が中心となっています。東郷湖の水質は、全町下水道化を目指す下水道整備などによりかなり改善されたと考えられますが、周辺でコンクリートを使った河川整備が進められているほか、湖中の生態系に深刻な影響を与える外来魚の進入、新たな汚染物質流入の可能性など、本来の湖中生物の生態系維持が困難な環境へと移り変わっています。今後は、自然保護の啓発を積極的に行い、環境美化活動を進めながら、有用魚類の放流、増殖を行い、漁業の振興を推進することが必要です。

## 2 施策

### 1) 特産梨の産地活性化

「二十世紀梨再生のための\*アクションプログラム」を作成し、梨産地活力強化へ向けた積極的改善策を明確化し、施策を推進します。

梨生産の省力化を進めるため、ゴールド二十世紀梨など耐病性品種の導入や、急傾斜地樹園地の平地転換整備などを推進します。

\*東郷梨若返り運動を推進し、老木に対して低コスト生産が可能な優良品種へ積極的な改植を進めます。

小学校の授業に二十世紀梨の生産から収穫までを実体験して学ぶ体験学習を取り入れ、児童に特産梨に関する知識とふるさとの貴重な文化としての認識を高めます。

低農薬栽培の推進を図り、消費者ニーズにあった有効な販売体制の確立に努めます。

### 2) 農産物の生産振興

農作業の受委託、農地の集積をすすめ、集落営農組織、\*認定農業者、担い手農家を中心とした\*地域営農システムの確立を図り、規模拡大による生産性の高い農業を推進します。

品種改良、技術改良、省力化など効率的な生産を推進するとともに、農産物の高品質化を推進します。

低農薬、有機栽培など環境に配慮した農業を推進し、消費者ニーズにあった安全な農作物の供給を目指します。

学校給食の食材として、地場産農産物の使用を促進します。

### 3) 生産基盤の整備

水田農業基盤について用排水路整備を進め、効率的な用水確保と干ばつ被害の解消を図ります。また、\*暗渠排水や\*客土整備を進め、転作農産物の高品質化と生産性の向上を図ります。

農道整備を推進し、農作物輸送の円滑化を図ります。

畑地かんがい施設整備により、農産物の高品質化と生産性の向上を図ります。

ため池整備により農業用水の安定確保を図ります。

### 4) 担い手の育成

家庭で農業を体験することが少なくなった小中学生を対象に、農作物の生産から収穫までの実作業を体験する学習会を実施し、生産の喜び、農業の魅力を伝え、農業就業者増のきっかけとする。

若年農業者を対象に県立農業大学校を利用した営農研修会を実施し、経営能力、生産技術の向上を図ります。

\*男女パートナーシップ営農研修会の開催や、家族経営協定の締結を推進し、家族の役割分担など合理的で楽しい農業経営の普及を目指します。

\*認定農業者にパソコンや情報通信技術を活用した経営システムの導入を推進します。

意欲ある高齢就農者に対して、状況に応じた生産技術や経営方法を学ぶ講習会を実施し、生産者の維持確保を図ります。

### 5) 遊休農地対策

農地の貸借や売買を円滑に進める農地保有合理化事業を推進します。

認定農業者、\*基幹的担い手農家の育成を図り、農地の利用集積を促進します。研修会や体験学習会の実施など、農業後継者の育成を強化します。

集落や地域単位の営農組織の育成を進め農作業の受委託を促進し、農地の有効活用を図ります。

### 6) 森林の整備

森林施業の共同化など効率的な森林整備を図ります。

\*森林資源の公益的機能を増進させるため、下刈り・間伐作業を推進します。

森林保護啓発を進めながら、自然体験レクリエーションの場としての森林活用を推進します。

### 7) 林業生産の振興

森林保護啓発を進めながら造林補助事業など支援制度の情報提供を図り、担い手の育成と労働力の確保を図ります。

林道や作業道などの基盤整備により低コスト林業を確立するなど、林業経営の近代化、合理化を推進します。

\*特用林産物の生産振興などにより、複合経営による経営安定化を図ります。

### 8) 内水面漁業の振興

東郷湖への有用魚類の稚魚放流、しじみの稚貝放流を推進します。

自然保護の啓発を実施しながら、住民による環境美化活動を推進します。

3 事業計画

農業

事業名	事業主体	事業の内容
二十世紀梨再生促進事業	町・農協	小学生の二十世紀梨生産体験学習
		樹園地造成、果樹棚整備
		耐病性品種への更新と導入
		かん水施設整備
21世紀園芸産地づくり事業	農協	退職就農者の生産技術研修会
		女性就農者の生産技術研修会
人材バンク	農協	農繁期の人材供給体制の整備
二十世紀梨を大切にす るまちづくり事業	町	二十世紀梨再生のための*アクションプログラム作成
		産地シンボルとして梨並木、梨庭園設置
		PRパンフレットの作成
地産地消推進事業	町	学校給食への地場産農産物の使用促進
農業者研修会	農協	効率的経営や農産物の高品質化、消費者ニーズ対応の研修会
		*認定農業者などへの農作業受委託の推進
集落営農体制の推進	町	農業用機械の共同利用の推進
		国信別所畑地かんがい施設整備
		別所排水路整備
中山間地域整備事業	県	藤津農道整備
		国信ため池整備
ため池整備事業	県	北福ため池整備
農業生産基盤整備事業	県または町	農道、農業用排水施設、*客土、*暗渠排水施設整備など
町民農業体験学習会	町	町民を対象に農業体験学習、調理教室などの開催
農業青年研修会	県・農村青年会議	県立農業大学校を活用した研修会
		*男女パートナーシップ営農研修会の開催
男女共同営農体制の推進	町	家族経営協定の締結
認定農業者研修会	認定農業者協議会	パソコンや情報通信技術を活用した営農研修会
高齢就農者の支援	町・農協	個々に応じた生産技術や経営講習会の開催
農地保有合理化事業の推進	町	農地の貸借や売買による農地利用合理化推進

## 第4章 基本計画

### 森林整備

事業名	事業主体	事業の内容
森林保全整備事業	森林組合・県	造林 林道、作業道の整備
森林整備担い手育成事業	県・町	新規就業者の育成、労働条件の改善
林業支援制度の情報提供	町	林業就業者に支援制度の情報提供
森林保護と利用の促進	町	森林機能の情報提供
		森林レクリエーション施設の活用推進
		森林保護の啓発

### \*内水面漁業

事業名	事業主体	事業の内容
湖沼資源増殖対策事業	漁業組合	稚魚、稚貝の放流
東郷湖周辺環境美化活動	町	環境美化活動の推進

表 農業の推移

区 分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
農 家 戸 数 (戸)	1,057	959	892	837
専 業 農 家 (戸)	116	132	131	119
第1種兼業農家(戸)	325	269	272	193
第2種兼業農家(戸)	616	558	489	525
農業就業者数 (人)	1,861	1,740	1,546	1,401
農業粗生産額 (百万円)	2,815	2,954	3,280	2,420
農 業 所 得 (百万円)	1,100	1,431	1,530	930
耕 地 面 積 (ha)	983	998	976	917
田 (ha)	482	470	456	420
普 通 畑(ha)	52	80	82	106
樹 園 地(ha)	449	448	438	391

(資料：農政課・農林業センサス、鳥取農林水産統計年報、国勢調査)

表 基幹的担い手農業育成目標

区 分	平成8年度	平成14年度	平成19年度
基幹的担い手農家(戸)	171	103	80
うち個別経営農家(戸)	15	28	50

(資料：農政課)

表 主要生産物の生産推移

区 分	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年		
	作付面積 (ha)	10a当り収量 (kg)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	10a当り収量 (kg)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	10a当り収量 (kg)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	10a当り収量 (kg)	収穫量 (t)
米	365	501	1,830	319	468	1,490	355	539	1,910	269	522	1,400
大豆	40	253	101	71	198	141	17	225	38	37	157	58
メロン	5	2,300	115	4	2,650	111	2	2,500	60	2	2,810	45
いちご	5	1,260	63	5	1,360	66	3	1,300	39	2	1,500	30
日本梨	401	2,640	10,200	401	2,660	9,370	389	2,180	8,330	344	2,370	7,350
柿	30	779	218	22	991	212	21	750	156	18	890	163
梅	15	580	88	14	536	75	17	600	91	17	570	77

(資料：農政課・鳥取農林水産統計年報)

## 第4章 基本計画

表 林野面積の現状

(単位：ha)

区 分	総土地 面積	林 野 面積	林野率 (%)	民 有 林 野					国有林
				計	人工林	天然林	その他	人口林 率(%)	
面 積	4,707	3,053	64.9	3,053	1,398	1,546	109	45.8	0

参考：人口林率 全国 41.3% 鳥取県 53.8%

(資料：農政課・平成13年度鳥取県林業統計、平成13年度林業白書)

表 樹種別面積の現況

(単位：ha)

区 分	針 葉 樹					広葉樹 面積
	総面積	スギ面積	ヒノキ面積	マツ面積	その他面積	
標準伐期齢以上	806	77	29	692	8	1,219
標準伐期齢未満	815	194	293	326	2	104
計	1,621	271	322	1018	10	1,323

(資料：農政課)

表 林道の状況

路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
鉢伏林道	4.0	3,242	北福～川上
浪人越林道	3.6	1,124	別所
鉢伏林道	2.5	3,076	白石
下夕谷林道	2.5	448	羽衣石
白石林道	2.5	111	白石
松上林道	2.5	400	小鹿谷
十万寺林道	2.7	1,215	羽衣石

(平成13年3月31日現在 資料：農政課)

表 内水面漁場の推移

(単位：トン、千円)

魚種	年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
		ふな	漁獲量	50.0	50.0	50.0	60.0	60.0	60.0
	金額	35,000	35,000	35,000	40,000	40,000	40,000	40,000	12,000
こい	漁獲量	10.0	10.0	15.0	16.0	18.0	15.0	15.0	15.0
	金額	7,000	7,000	10,000	10,000	10,000	7,500	7,500	3,000
うなぎ	漁獲量	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	0.5
	金額	1,500	1,500	1,500	1,800	1,800	1,800	1,800	750
しじみ	漁獲量	170.0	201.0	201.0	300.0	320.0	330.0	330.0	52.0
	金額	147,000	147,200	195,000	220,000	250,000	270,000	260,000	41,600
わかさぎ	漁獲量	0.5		0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.2
	金額	1,000		1,000	1,200	1,200	1,500	1,500	400
その他	漁獲量	5.3	5.5	5.5	5.0	5.5	5.0	5.0	5.2
	金額	1,000	1,100	5,100	5,300	6,300	6,700	6,700	6,050
計	漁獲量	236.8	267.5	273.0	382.9	405.4	411.9	411.9	102.9
	金額	192,500	191,800	247,600	278,300	309,300	327,500	317,500	63,800

(資料：東郷湖漁業協同組合)



### 商工業の振興

#### 1 現況と課題

本町の商店は零細な小売業が多く、多様化する消費者ニーズ、車社会の進行、近隣市町への量販店の進出、\*インターネット販売など販売形態の多様化など、本町の商業をとりまく環境は大きく変化しています。商店街は住家と混在する形で点在しており、駐車場が確保しにくいなど経営基盤の弱さに加えて、経営者の高齢化や後継者不足などの問題もあり、店舗の老朽化や品揃えの不足から購買力の流出に拍車をかけている状況です。

商業は、町民へ生活必需品を提供するという本来の役割のほか、観光や文化の発信機能も持ちあわせており、他産業とともにまちを発展させる重要な役割を担っています。高齢化や過疎化が進行するなかで、商業の現状を打開し、本町の特徴である観光業や農業と結びつけた新しい展開を図る必要があります。

工業については、本町には企業数が少なく雇用力が小さいため、労働力は町外へ数多く流出しています。町民の雇用を促進する優良企業の進出が待たれるところですが、今日の製造業をとりまく環境は、国際競争の激化や世界的な景気の減速傾向など極めて厳しく、設備投資の抑制や海外進出が経営方針の主流にあるなかで、新たな企業の誘致は難しい現状にあります。現下における施策としては、現在の町民の雇用環境を守るため、既存企業への支援策の検討が必要です。さらに雇用創出の観点からは、地域特性を活かした農林産加工品の開発など、新たな産業を育成することも重要な課題となっています。産加工品の開発など、新たな産業を育成することも重要な課題となっています。

表 商業の推移

年次	商店数	従業者数(人)	年間販売額(万円)
昭和51年	106	274	190,190
昭和54年	98	231	233,444
昭和57年	107	270	286,007
昭和60年	103	270	317,914
昭和63年	91	252	313,774
平成3年	93	271	366,845
平成6年	89	291	674,963
平成9年	80	283	534,119

\* 飲食店を除く

(資料：企画観光課・商業統計)

表 工業の推移

年次	工場数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	原材料使用額等 (万円)
平成7年	14	353	474,877	301,705
平成8年	13	333	428,486	255,501
平成9年	13	317	441,726	171,424
平成10年	12	293	488,636	180,372
平成11年	11	277	314,620	121,814
平成12年	9	226	227,982	120,698

\* 従業員4人以上の事業所

(資料：企画観光課・県工業統計)

## 2 施策

### 1) 商店街の活性化推進

空き店舗を活用するなど商店街が地域住民の交流の場として賑わいを復活するよう支援します。

商店が連携して共同事業に取り組むなど魅力ある商店街の形成、購買者の利便性向上と商店街の活性化を支援します。

町商工会の組織活動強化と広域連携を進め、後継者の育成や情報基盤を活用した経営指導など商店の経営能力向上を図ります。

町商工会と連携し、国、県の融資制度の利用促進に努め、商店の経営基盤強化と経営活性化を図ります。

### 2) 地場産業の振興

中小企業者の経営基盤を強化するため、共同運営による経営活性化を支援します。

中小企業者や地域農林水産物の加工開発業者、その他の起業者を支援し、町商工会による経営相談、指導を進めます。

地域住民団体による農林水産物などを活用した特産品の開発を支援します。

### 3) 企業誘致

環境と調和した優良企業の誘致を融資制度により推進し、雇用促進と地域活性化を図ります。

### 4) 就業機会の確保

町内中小企業者の経営基盤強化を支援します。

若者層の雇用および女性の職業意欲に対応した雇用を促進するため、関係機関と連携して近隣市町村の就職情報の提供と職業相談などの充実に努めます。

高齢者の経験や知識を活用し就労の場が確保できるようシルバー人材センター事業の拡充を支援します。

社会の変化に対応した個人の職業能力の向上を図るため、関係機関と連携して、職業訓練に関する情報提供など職業能力の開発を促進します。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
中小企業活性化事業	町	商店や中小企業者の共同経営のための施設
		設置や環境基盤整備への資金助成
		優れた新製品開発への資金助成
中小企業指導団体育成事業	町	町商工会活動費への資金助成
経営指導、後継者育成	町商工会	事業者の経営能力向上のための指導
		若手後継者の指導、経営講習会
地域活動支援事業（再掲）	町	地域住民による特産品開発など魅力的な地域活性化事業への資金補助
地域総合整備資金貸付	町	誘致企業の設備取得費などへの無利子資金貸付
就職情報の提供	国・県・町	公共職業安定所と連携した雇用関係情報の提供と啓発、相談窓口の設置
		職業訓練校による就職能力開発
シルバー人材センターの育成支援（再掲）	町	シルバー人材センター事業の充実支援

## 観光の振興

### 1 現況と課題

本町は、東郷湖をはじめ山、川、滝そして温泉など豊かな自然に恵まれているほか、先人から引き継いできた伝統文化や、国宝が出土した一ノ宮経塚、羽衣石城、北山古墳など多くの歴史資源に恵まれています。

本町の観光業は、これらの豊富な資源を背景に基幹産業として発達し、昭和40年代から50年代には『湖畔の出湯と梨のまち』をキャッチフレーズに年間30万人を超える観光客でにぎわいました。しかし近年、本町の温泉旅館業は、後継者不足の問題に直面しており、設備投資が消極化し、変化する観光ニーズにうまく対応できていないのが現状です。長期の景気低迷もあり、東郷温泉の観光客数は減少傾向にあります。また、鳥取県が東郷湖畔に建設し平成7年にオープンした中国庭園燕趙園は、開園当初は計画を上回る集客数を残しましたが、周遊観光の一施設として一過性の集客に留まっており、温泉入り込み客数の増加まではもたらしていません。

社会生活の変化にともない観光ニーズは多様化しています。特に余暇時間が増大したことで、自然とのふれあいや非日常的な体験のなかでこころの癒しや感動を追求する傾向が強まっています。本町は、それら体験型の観光ニーズに応えられる十分な資源を有しており、梨を始めとした農業体験や東郷湖周の歴史資産や湖面の活用、中国庭園燕趙園や隣接する多目的温泉保養施設「ゆアシス東郷龍鳳閣」、運動公園などと関連付けた体験・滞在型の観光地づくりを、具体的施策をもって実現することが求められています。

また、近隣市町村や温泉地と連携し、広域的な観光宣伝や受け入れ体制の充実に努めることや、情報基盤を活用した積極的な観光客誘致を進める必要があります。

表 町内への入り込み客数の推移

(単位：人)

年次	旅館数	入湯者数	梨狩客数	燕趙園 入園者数	龍鳳閣 利用者数
平成9年	10	57,466	25,021	296,533	99,908
平成10年	10	45,408	35,397	259,779	109,313
平成11年	10	38,604	27,196	215,681	123,023
平成12年	10	57,627	23,502	179,671	124,994
平成13年	10	55,597	23,756	164,238	120,113

(資料：企画観光課)

### 2 施策

#### 1) 魅力ある観光地づくり

観光推進組織を充実し、本町独自の自然、歴史・文化、産業・風土などを最大限に生かした総合的な観光振興を推進します。

温泉旅館や商店街と協力し、松崎地区を中心に観光客が地域と楽しくふれあい歩くことのできる町並の形成を促進します。併せて、温泉旅館の協業化による経営体質強化の取り組みを支援します。

歴史や自然体験の\*観光ボランティアガイドの育成を図るなど、訪れる人を温かくもてなす心と人情味あふれるサービスでの受入れ体制の充実に努めます。

観光客の本物志向に対応し、観光資源の見直し再評価を行うとともに、新たな資源の掘り起こしと連携を図り、本町ならではの観光資源の活用に努めます。

水郷祭をはじめ観光イベントを交流資源として充実に努めます。

#### 2) 観光情報の発信

近隣市町村との連携を強め、観光資源や観光施設のネットワーク利用を促進し、広域観光による誘客力強化を図ります。

\*ホームページの充実など消費者ニーズに対応した効果的な情報発信策を研究し、積極的な実施に努めます。

観光地やイベント、交通、宿泊などの情報を的確にわかりやすく紹介する総合案内機能の充実に努めます。

#### 3) まちの他産業との連携

農業、商工業など他産業と観光との結びつきを強化し、体験型の観光振興を図ります。

農林水産物などを活用した特産品の開発を支援し、新たな地場産業の育成による観光土産品の開発を促進します。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
観光を考える会	町	行政、観光施設、農業団体、商工会、地域住民などが連携した観光振興策の検討
協業温泉旅館の建設事業	民間	温泉旅館の協業施設建設
楽しく歩ける町並み作りの推進	民間・町	松崎駅周辺の賑わい作りときれいな町並みづくり
松崎駅前温泉街整備の検討	町	魅力的な温泉街整備を検討
観光ボランティアガイドの育成講座と活用	町	観光ボランティア講座の開催
		観光ボランティアガイドの活用
観光イベントの充実	町観光協会 ドラゴンカヌー 振興会	水郷祭
		湯の華慈母観音まつり
		ドラゴンカヌー大会
広域観光の推進	町	観光資源や施設の広域的利用の促進
	町観光協会	広域的な観光情報発信
観光情報提供の充実	町	* ホームページやパンフレットなどによる観光情報提供の充実
	町観光協会 民間	観光案内所の充実
特産品開発の促進	町	特産市・地産地消の推進
		農産物加工所の活用促進
		地域活動支援事業〔自主的で魅力的な地域活性化事業への資金補助〕(再掲)
		中小企業活性化事業〔優れた新製品開発への資金助成〕(再掲)

### 第6節 ともに住みよい郷土を創るまちづくり

#### 行政の充実

##### 1 現況と課題

地方分権は具体化の段階を迎えています。地方自治体は激化する地域間競争を勝ち抜くために、多様化、複雑化する住民ニーズを的確に把握し、時代の変化に対応した主体性ある分権型社会を構築していくことが重要になっています。このため、\*公民パートナーシップにより、基本構想で定める施策を円滑に進め、地域の活力向上に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

本町では、これまで東郷町行政改革大綱を策定し、事務事業の効率化や組織機構の合理化など事務改革を推進してきました。また、平成13年には庁舎内と町内公共施設の\*情報ネットワークを構築するなど、情報化社会に対応した迅速な住民サービスの実現に努めてきました。また、\*情報公開条例や\*行政手続条例の制定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上にも努めているところです。今後、地方分権にとともなう権限委譲や情報化に対応した迅速かつ効率的な行政運営を図るために、人材の育成と実践力のある組織づくりに努める必要があります。

さらに公共施設について、既存施設、設備の効果的な運営、活用を進めていき、行政事務の効率的な運営と、生涯学習や地域活動の推進など住民の利便性向上に資することが求められています。

##### 2 施策

###### 1) 行政サービスの充実

職員の待遇、住民対応の質を高め、明るくさわやかな役場づくりを目指します。

職員の政策形成能力、法務能力などの向上をめざし、総合的、計画的な研修の充実を図ります。

幅広い見識を身につけた職員の育成を図るため、他自治体との人事交流研修の推進を図ります。

時代に即応した住民にわかりやすい合理的な組織、機構の見直しを行い、住民が行政サービスを楽しみやすい体制を整えます。

\*電子自治体の推進に積極的に取り組み、情報通信技術を活用した事務処理の効率化と行政情報提供の推進を図ります。

情報公開条例・行政手続条例に基づき、行政運営における公平性と透明性の向上を図ります。

\*個人情報保護条例に基づき、人権侵害の防止を徹底するため、個人情報の漏えいがないように\*セキュリティー対策に万全を尽くします。

2) 効率的な行政の実現

出納事務の効率化と公金保管の安全確保、住民の利便性向上のために\*指定金融機関制度を導入します。

行政運営の状況を評価し、事業の改善や適切で効率的な実施に結びつけるため、行政組織内に検討会議、事務改善検討委員会を設置します。

広域的な処理が適切な事務事業について、共同処理の推進を図ります。

業務方法の見直しや外部委託の検討を進め、職員数の適正化を図るなど効率的な行政運営を目指します。

3) 公共施設の有効利用

公共施設や設備などを有効に活用するよう適切な管理を図ります。

統合し新設する小学校の建設にあわせて、旧小学校の施設、敷地の適切な活用を検討する校舎跡地活用検討委員会を設置し、校舎跡地の有効活用を図ります。

4) 国民宿舎水明荘運営事業

東郷温泉を活用した健全な休養宿泊施設として適切な経理運営に努め、本町観光事業の振興を図ります。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
指定金融機関制度の導入	町	指定金融機関の指定
職員研修	町	職員研修会、人事交流研修の実施
行政組織、機構の見直し	町	住民サービス向上、行政事務効率化のための組織機構の見直し
情報セキュリティー委員会の設置(再掲)	町	庁舎内に設置し、個人情報や行政情報の保護管理に努める
電子自治体環境の構築	町	国と連携した*総合行政ネットワークシステムを整備し、*電子自治体環境を構築(再掲)
行政事務改善検討委員会の設置	町	庁舎内に行政事務改善の検討会議を設置
広域行政の推進	町	広域的な処理が適切な事務事業の共同処理化推進
校舎跡地活用検討委員会の設置	町	統合新小学校建設後の旧小学校施設などの有効活用を検討
国民宿舎水明荘運営事業	町	国民宿舎水明荘の健全経営



### 財政の健全化

#### 1 現況と課題

本町の財政構造は、町税など自主財源の歳入に占める割合が約25%と低く、歳入のほとんどを地方交付税や国、県からの補助金でまかなっているのが現状です。

借入金である地方債の残高は近年の計画的緊縮財政運営により減少してはいるものの約40億円超と多額になっており、その返済のための公債費をはじめ施設の維持管理費など義務的経費は今後増加するものと考えられます。一方、歳入についても、長引く景気の低迷による地方税の減収や国の構造改革推進による地方交付税や補助金などの見直しが予想され、一般財源の伸びは見込めず、財源不足・財政の硬直化はいつそう進むものと考えられます。

さらには地方分権の推進により国県から委譲される事務の増大など町行政における業務量は増加する傾向にあり、総合的行政レベルや住民サービスを低下させない定員管理に十分な配慮が必要です。

今後は、行政責任の明確化を図るなかで、経費の削減・自主財源の確保に取り組み、計画的、効果的、効率的な財政運営が重要です。社会経済情勢の変化に適切に対応できる行財政基盤を確立し、限られた財源のなかで本計画にそったまちづくりを効率的に推進する必要があります。

表 財政指標の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
財政力指数	0.220	0.216	0.210	0.206	0.210
経常収支比率	87.7	84.9	83.9	81.8	83.2
公債比率	22.5	23.0	22.3	18.8	19.3
起債制限比率	15.6	15.7	13.9	11.9	10.9
年度末地方債 現在高(千円)	5,013,155	4,731,365	4,313,752	4,060,398	4,161,547

(資料：総務課)

#### 2 施策

##### 1) 財源の安定的確保

中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めるために財政計画を策定し、財政の健全化を着実に推進します。

事業全般に厳しい取捨選択を行うとともに、効率的な業務執行をはじめ、経常経費の節減に努めます。

特定の地域や人が特別の利益を受ける事業について、財政負担の公平性のために受益者負担の適正化を進めます。

納税意識の高揚と徴収率の向上のため啓発活動を進めます。

住民満足度と費用対効果を見極めながら適正な事業選択を行い、財政の効率的な運用を図ります。

## 2) 民間活力の導入

低廉かつ良質な公共サービスを提供するため、公共施設の管理運営業務について民間委託の導入を検討します。

専門性の高い事務事業について民間委託を推進し、より高度で効率的な行政サービスを展開します。

地域の主体性を活かし地域住民が積極的に行政に関与・役割分担する、住民に支えられる行政を推進し、経費のかからない行政を目指します。

\*シルバー人材センターの育成に努め、幅広い住民ニーズに対応した行政サービスの充実に貢献していただきます。

## 3) 事務事業の見直し

現在実施している各種補助事業の効果を調査し、補助金制度の見直しを図ります。公文書管理を\*電子化する文書管理システムを導入し、事務処理の迅速化と、経費や保管スペースの節減を図ります。

専門性の高い事務事業について民間委託を推進し、より高度で効率的な行政サービスを展開します。(再掲)

\*地球温暖化防止計画を推進し、事務事業により発生する\*温室効果ガスの排出量を抑制する措置を図ります。(再掲)

\*グリーン購入基本方針を推進し、事務事業において環境負荷低減を目指す総合的なシステムを構築し、\*循環型社会の構築を積極的に進めます。(再掲)

\*品質管理システムの国際標準規格である\*ISO9001の認証取得研究を進めます。

## 4) 広域連携行政の推進

多様化する広域的な行政需要に効果的に対応するため、中部ふるさと広域連合による事務事業を推進します。

効果的で適切な広域行政事業を計画的に推進するため、ふるさと市町村圏計画に基づく事業推進を進めます。

近隣公共市町村との連携を強化し、圏域の文化拠点ゾーン「倉吉未来中心」や近隣公共施設の有効活用を進めます。

5) 市町村合併の推進

行政能力の向上と広域化する行政ニーズに対応できる行政基盤確立のため、近隣の羽合町、泊村とともに町村合併の実現に向けて組織した法定合併協議会「東郷湖週地域合併協議会」で、合併に向け調査、検討、調整事務を進めます。

市町村合併に関する情報を広く町民に提供し、意見交換を行い、\*合併特例法の期限である平成16年度末までに、民意を反映した合併を目指します。

3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
財政計画の策定	町	財政の健全化に向けた中長期的計画を策定
納税意識啓発	町	納税意識の高揚と徴収率向上のための啓発
民間委託の推進、検討	町	公共施設管理運営業務について民間委託導入の検討
		専門性の高い事務事業について民間委託の推進
		*シルバー人材センターの活用(再掲)
*電子文書管理システムの導入(再掲)	町	公文書管理を電子化する文書管理システムの導入
*ISO9001の認証取得研究	町	ISO9001の認証取得研究
広域行政の推進	町	中部ふるさと広域連合による事務事業推進
		ふるさと市町村圏計画に沿った事業推進
近隣公共施設の有効活用	町	近隣にある県、市町村の公共施設の有効活用推進
東郷湖週地域合併協議会の運営推進	町	事務局に職員を派遣し、羽合町・泊村との合併に向けた調査、検討、調整事務の推進
市町村合併に関する情報提供と公聴	町	*ホームページ、広報紙活用による情報提供
		合併座談会の開催

## 住民参画行政の推進

### 1 現況と課題

地方分権社会の到来により地域の特性をいかした行政推進が求められています。行政、住民、企業など地域に住む全ての人びとが\*協働し、この計画に示す施策に沿いながら、時代の変化に対応した的確かつ効率的な行政運営を進めていくことが望まれます。

協働と連携によるまちづくりを実現するためには、住民一人ひとりが自主、自立を基本にまちづくりに参画できる体制の確立が必要で、自らの意思を行政に反映させられるよう、情報公開ならびに公聴の場を積極的に提供する必要があります。広報紙をはじめとする従来からの広報活動の充実と、情報化の進展に対応した広報、広聴手段の整備を進めることが求められています。また、政策形成過程への住民参画を進めるためには、行政座談会など実効的な広聴活動を積極的に実施することが求められています。

### 2 施策

#### 1) 広報広聴体制の充実

広報紙やホームページ、\*CATVなどを通して、町政や行事、生活関連の情報をわかりやすく提供します。

町民の声を行政に反映させるため、定期的な行政座談会の開催、\*ホームページ上での意見受付など、住民の意見や提案を受け入れる機会を設けます。

#### 2) 情報公開の推進

住民が利用しやすい情報公開制度の拡充に努めるとともに、公開請求に迅速に対応できる\*電子文書管理システム(再掲)を導入します。

情報公開にあたって住民のプライバシーを保護するため、個人情報の適正な利用及び管理に努めます。(再掲)

#### 3) 行政参画機会の充実

審議会、委員会、懇談会など町行政への住民参画機会を拡充し、住民の意見や要望がまちづくりに反映される体制を推進します。

町民主体のまちづくり活動を活性化させるため、シンポジウムや\*ワークショップなど住民が気軽に参画しやすい研修会を設け、住民参画の機会拡充に努めます。審議会、委員会など政策決定機関の委員決定について男女共同参画の視点での選任や公募制度を推進します。

#### 4) 地域活動の支援

地域住民連帯の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援します。

イベントの企画、運営を住民参加型とし、自主的で積極的な活動として継続す

## 第4章 基本計画

る仕掛けづくりをします。

地域活動のリーダーや団体の育成を図るとともに、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整えます。

地域活動に関する相談窓口を設け、行政が蓄積したまちづくりの知識、経験、技術の提供に努めます。

意識啓発を進め、住民の地域的課題への関心と地域活動における協働精神の高揚を図り、地域活動への参加を促進します。

### 5) ボランティア活動の推進

各種ボランティア養成講座の情報提供などボランティア指導者、\*ボランティアコーディネーターなどの育成に努めます。

まつり、イベントなどへのボランティア活動の参加を促進するとともに、希望に沿った活動の機会の提供に努めます。

## 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
広報紙の発行	町	広報とうごう、お知らせ版の発行
町*ホームページによる情報提供と有効活用の研究(再掲)	町	町ホームページを活用した行政情報提供と有効活用の研究
*CATVによる情報提供	ケーブルビジョン東ほうき	ケーブルテレビを活用した行政情報提供
行政座談会の開催	町	行政座談会の開催
*情報公開制度拡充の検討	町	住民が利用しやすい情報公開システムの検討
*電子文書管理システムの導入(再掲)	町	情報公開請求に迅速に対応できる電子文書管理システムの導入
個人情報の保護管理体制の強化	町	*情報セキュリティ委員会(再掲)の活用など個人情報の適正な利用管理体制の強化
住民参画機会の拡充	町	・審議会、委員会などの設置
		研修会への住民参加促進策の検討
		審議会、委員会委員の公募制の導入
地域活動支援事業(再掲)	町	自主的で魅力的な地域活性化事業への資金補助
地域活動リーダー育成事業	町	研修会の開催、開催の情報提供
地域活動相談窓口	町	地域活動の推進に関する相談、支援体制の充実
地域活動の啓発	町	地域活動促進のための啓発
ボランティア養成講座	町、社会福祉協議会	ボランティア養成講座の開催、情報提供
ボランティア募集	町、各種団体	まつり、イベントなどに関わるボランティアの募集

## 地籍調査の推進

### 1 現況と課題

本町の総面積は47.07平方キロメートルと限られていますが、この町土は現在から未来にわたるまちづくりの基盤であり、町民の貴重な財産です。

現在、土地に関する資料としては、法務局にある登記簿や公図、税務課の土地台帳がありますが、これらは明治時代に租税徴収を主目的に調査した地租改正の際、簡便な測量技術によって行われたものであるため不完全な箇所が多く、実際の土地と大きな相違が見られるものがあります。

地籍調査は、地権者の保護、公共事業の円滑化、的確な課税などを行うために重要な事業です。平成7年から調査事業に着手しており、本町の要調査面積46.9平方キロメートルに対して平成13年度までに3.69平方キロメートルを完了し、進捗率約8%となっています。電子土地行政に対応する町全体の正確な公図、データを早期に作成するために、今後はさらに推進体制の充実を図り、より積極的に事業を推進することが必要です。

表 地籍調査事業推進の現況

(面積：平方キロメートル)

着手年度	調査地区名	調査面積
7	長江の一部	0.59
8	長江、門田の各一部	0.23
9	長江の一部	0.37
10	門田、佐美、埴見の各一部	0.65
11	長和田、野花、羽衣石、引地の各一部	0.85
12	引地、小鹿谷、田畑の各一部	0.56
13	小鹿谷、国信、別所の各一部	0.44
14	高辻、方面の各一部	0.52
合計		4.21

(資料：税務課 地籍調査室)

## 2 施策

### 1) 地籍調査事業の推進

民間活力を導入するなど地籍調査推進体制の充実を図り、事業の積極的な推進を図ります。

事業実施計画書を策定し、地権者の協力を得ながら、計画的な事業実施に努めます。

### 2) 土地行政の円滑化

地籍調査事業によって得た情報を土地情報管理システムに入力して、公共事業の用地調整や的確な課税など土地行政の円滑化に活用します。

### 3 事業計画

事業名	事業主体	事業の内容
地籍調査事業	町	計画的な地籍調査事業の実施
土地情報管理システム	町	調査データの活用